

（ 令 2 . 1 0 . 2 2
総 3 - 2 ）

説 明 資 料

〔老後に係る税制のあり方〕

令和 2 年 10 月 22 日（木）

財 務 省

議論の経緯と概観

平成31年度税制改正大綱(抄)

平成30年12月14日
自由民主党
公明党

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

5 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

(1) 個人所得課税のあり方

② 老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方

老後の生活など各種のリスクに備える資産形成については、企業年金、個人年金等の年金税制、貯蓄・投資、保険等の金融税制が段階的に整備・拡充されてきたが、働き方の多様化が進展する中で、働き方の違い等によって税制による支援が異なること、各制度それぞれで非課税枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。また、「人生100年時代」に向けて、全世代型社会保障制度の構築が進められていく中、税制においても、どのようなライフコースを歩んだ場合でも老後に備える資産形成について公平に税制の適用を受けることができる制度のあり方を考えることが必要である。こうした認識の下、関係する諸制度について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進める。

その際には、拠出・運用・給付の各段階を通じた課税のあり方について、公平な税負担の確保等の観点から検討する必要がある。また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえた検討が必要である。

第二 令和時代の税制のあり方

2 働き方やライフコースの多様化等への対応

(2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

人生100年時代において、働き方やライフコースが多様化しており、全世代型社会保障の構築と合わせて、一人ひとりの個人が老後の生活に備えるための準備を公平に支援するための税制の構築が求められている。

我が国においては、これまで企業年金や個人型確定拠出年金（iDeCo）等の私的年金に関する税制が段階的に整備・拡充されてきた中、働き方の違い等によって税制の適用関係が異なることや、各制度それぞれで非課税拠出枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。

諸外国の例を見ると、企業年金・個人年金等の私的年金が老後の生活の重要な支えになっており、働き方によって税制上の取扱いに大きな違いが生じないように配慮する仕組みも整備されている。例えばイギリスやカナダにおいては、加入している私的年金等の組み合わせにかかわらず同様の非課税拠出を行えるよう、各種私的年金に共通の非課税拠出限度額を設けており、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような仕組みとなっている。また、諸外国では、拠出・運用段階は一定の限度額まで非課税としつつ、給付段階においては、我が国のような年金収入に対する大きな控除はなく、基本的に課税とする例が多くなっている。諸外国の個人所得課税における負担調整では、特定の収入にのみ適用される所得計算上の控除ではなく、人的控除の役割が大きいことは、上述のとおりである。

我が国においても、こうした諸外国の例も参考にしつつ、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いについて検討するとともに、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方についても検討する必要がある。

退職給付に係る税制についても、給付が一時金払いか年金払いかによって取扱いが大きく異なり、退職給付のあり方に対して中立的ではなく、また、勤続期間が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが、転職の増加など働き方の多様化を想定していないとの指摘がある。

退職金も含めた賃金形態の多様化や転職機会の増加などが進む中、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても、働き方やライフコースの多様化を踏まえた丁寧な検討が必要である。

こうした課題については、諸外国と我が国では雇用慣行等の経済社会環境や公的年金制度に違いがあることや、企業年金・個人年金等は企業の退職給付のあり方や個人の生活設計にも密接に関係することなどを踏まえ、その検討を丁寧に行い、関係する税制の包括的な見直しを行っていくべきである。

令和2年度税制改正大綱(抄)

令和元年12月12日
自由民主党
公明党

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

4 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(2) 人生100年時代に対応するための環境整備

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制の構築が求められている。諸外国を見ると、例えばイギリスやカナダにおいては、加入する私的年金の組み合わせにかかわらず同様の非課税拠出が行えるように、各種私的年金に共通の非課税拠出限度額が設けられている。こういった諸外国の例も参考に、わが国においても、働き方によって税制上の取扱いに大きな違いが生じないような姿を目指す必要がある。

年金課税については、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保することが必要である。諸外国を見ると、日本の公的年金等控除のような、年金収入に対する大きな控除はなく、基本的に拠出段階、給付段階のいずれかで課税される仕組みとなっている。わが国においてもこういった例を参考に、世代内・世代間の公正性を確保する観点から検討を進めていく。

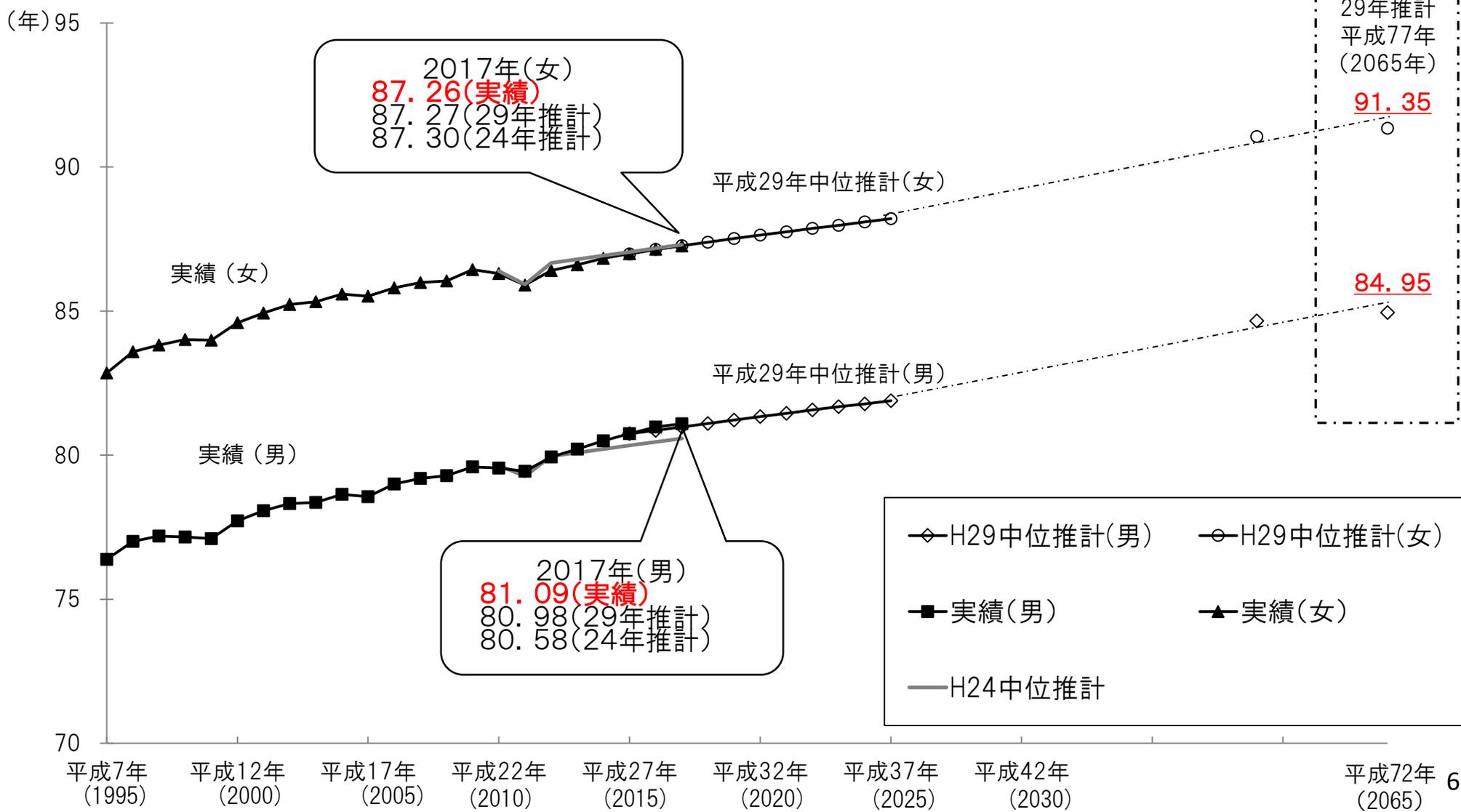
また、現在の退職給付は一時金での受け取りが多いが、税制についても、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立ではないという課題がある。また、一時金払いの場合、勤続期間が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みとなっており、転職などの増加に対して対応していないといった指摘もある。税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても考える必要がある。

あわせて、金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

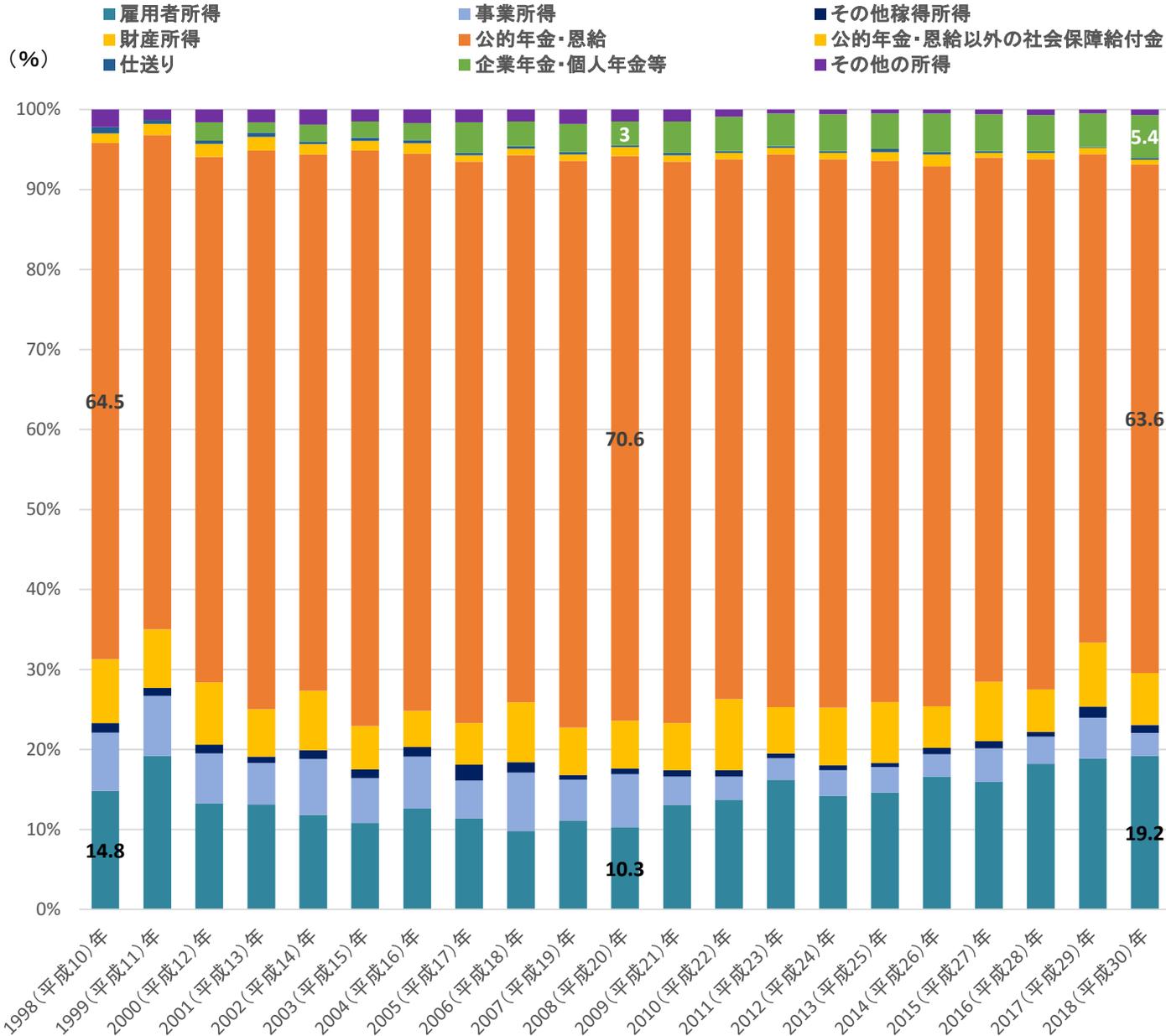
令和2年度税制改正においては、高齢期の長期化や就労の拡大・多様化等に対応するための確定拠出年金等の加入可能年齢の見直しや、中小企業向け制度の対象範囲の拡大等の私的年金の見直しに伴い、現行の税制上の措置を適用することとする。

平均寿命の延伸(実績の推移と将来推計人口(平成29年推計)における仮定値)

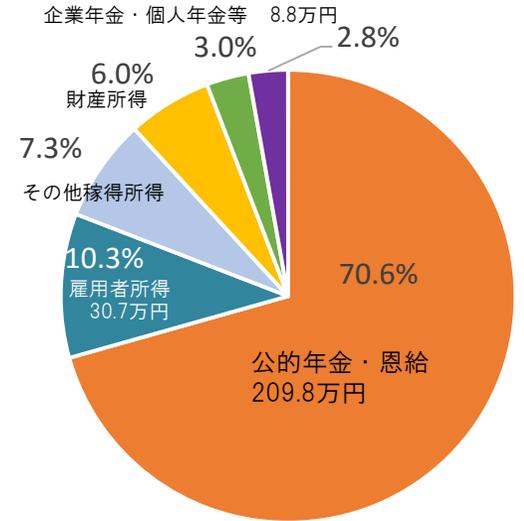
- 平均寿命は延伸を続けており、2017年時点で、**女性は87.26歳**、**男性は81.09歳**となっている(実績)。
- 平成29年の将来人口推計では、**2065年時点で男女ともに、現在よりさらに4年前後延伸**することが仮定されている。



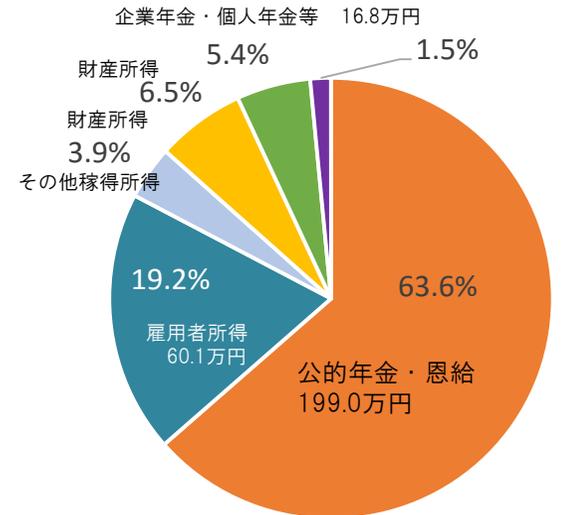
高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額－構成割合



2008年(平成20年)



2018年(平成30年)



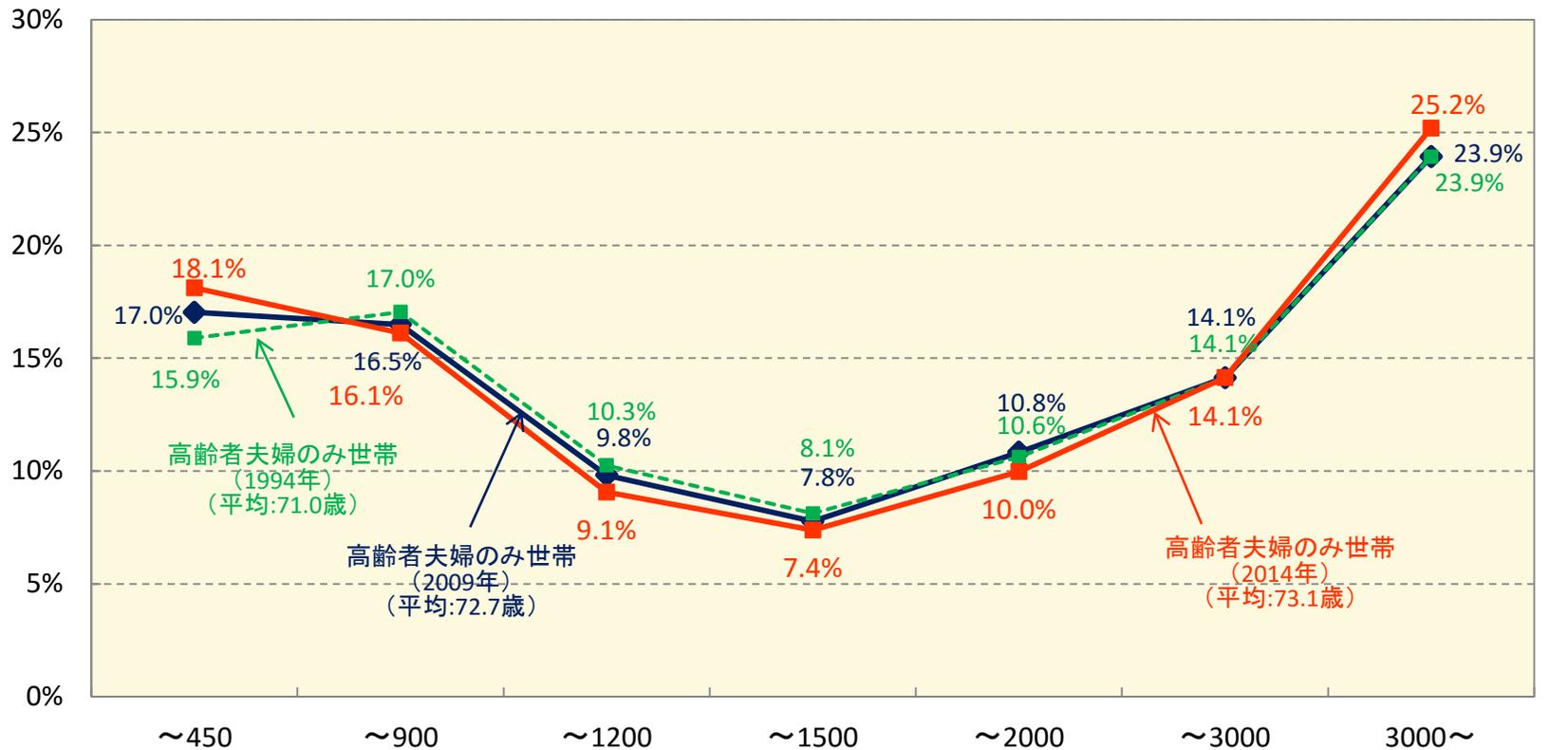
(出所) 令和元年(31年)国民生活基礎調査[第14票](厚生労働省)

※高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

高齢者世帯の貯蓄の状況

- 高齢者夫婦のみ世帯の金融資産額の世帯数分布を見ると、金融資産額3,000万円以上の世帯の割合が最も大きい。
一方、2番目に多いのは金融資産額450万円未満の世帯であり、その割合は徐々に増加している。

(世帯数分布)



(金融資産額階級 万円以上一万円未満)

(出所)総務省「全国消費実態調査」

(注)高齢者夫婦のみ世帯は、「高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)」。

主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の概要

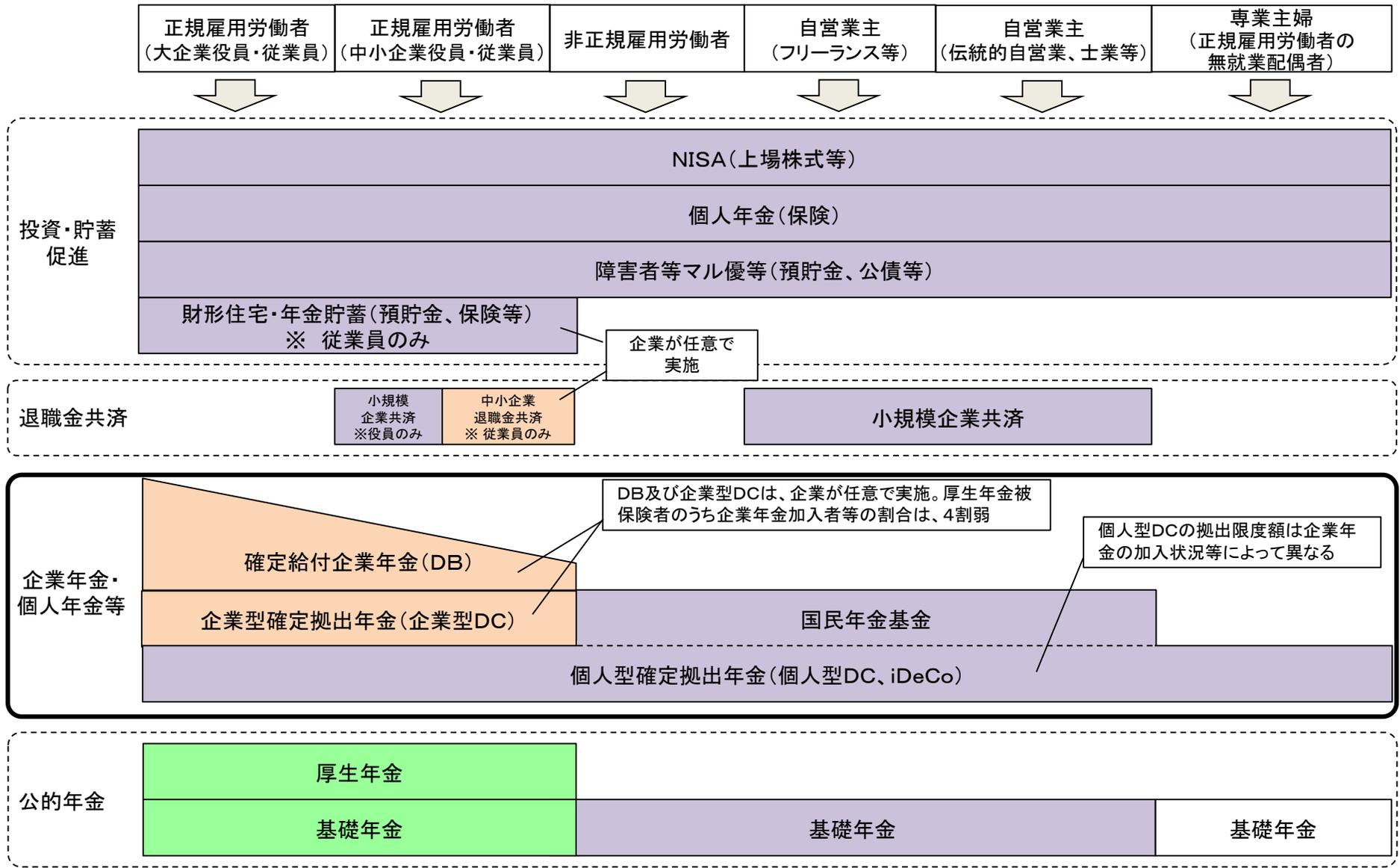
制度		掛金等の負担	非課税措置の概要				払出制限		
			事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時			
私的年金	確定給付企業年金(DB) •あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度	原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) ※拠出限度額なし	全額損金 算入 非課税	一部控除 (生命保険料控除)	課税停止 (注)	給付時	なし (中途引出し可)		
	確定拠出年金(DC) •あらかじめ定められた拠出額と運用収益の合計額を基に給付額が決まる制度(掛金は個人ごとに管理され、本人が資産を運用)	【企業型DC】 原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) 【個人型DC】(iDeCo) 原則、本人が拠出 ※企業型、個人型共に拠出限度額あり		全額控除 (小規模企業共済等掛金控除)			【年金払い】 雑所得 (公的年金等控除)	支給開始年齢まで払出不可	
	厚生年金基金 •企業が基金を設立し上乗せ給付等を行う制度 ※平成26年度以降新設不可	原則、事業主と本人の折半(一定の範囲で事業主の負担割合を増加可能) ※拠出限度額なし		全額控除 (社会保険料控除)			一部課税	【一時金払い】 退職所得又は一時所得	支給開始年齢まで払出不可
	適格退職年金 •一定の要件の下で企業が退職金を積み立てる制度 ※平成23年度末で廃止	規約により設定 ※拠出限度額なし		一部控除 (生命保険料控除)				なし (中途引出し可)	
非課税貯蓄・投資	NISA •非課税口座内の少額上場株式等の譲渡益及び配当等について非課税	【一般NISA】 投資限度額: 年120万円(非課税期間5年間) 【つみたてNISA】 投資限度額: 年40万円(非課税期間20年間)	(事業主拠出なし)	税引き後所得から拠出	非課税	—	なし		
	財形住宅(年金)貯蓄 •特定目的の給与天引きの貯蓄について利子等非課税	財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の合算で元本550万円が上限		課税	非課税	非課税	住宅取得・年金支払以外の払出は遡及課税		

(注) 積立金の残高について1.173%の特別法人税を課税。ただし、平成11年4月から令和5年3月までは課税停止とされている。

(備考) 上記は、企業に勤める者が加入対象の主な制度を記載。上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金や公務員等が加入する退職等年金給付などがあることに留意。

拋出段階

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)

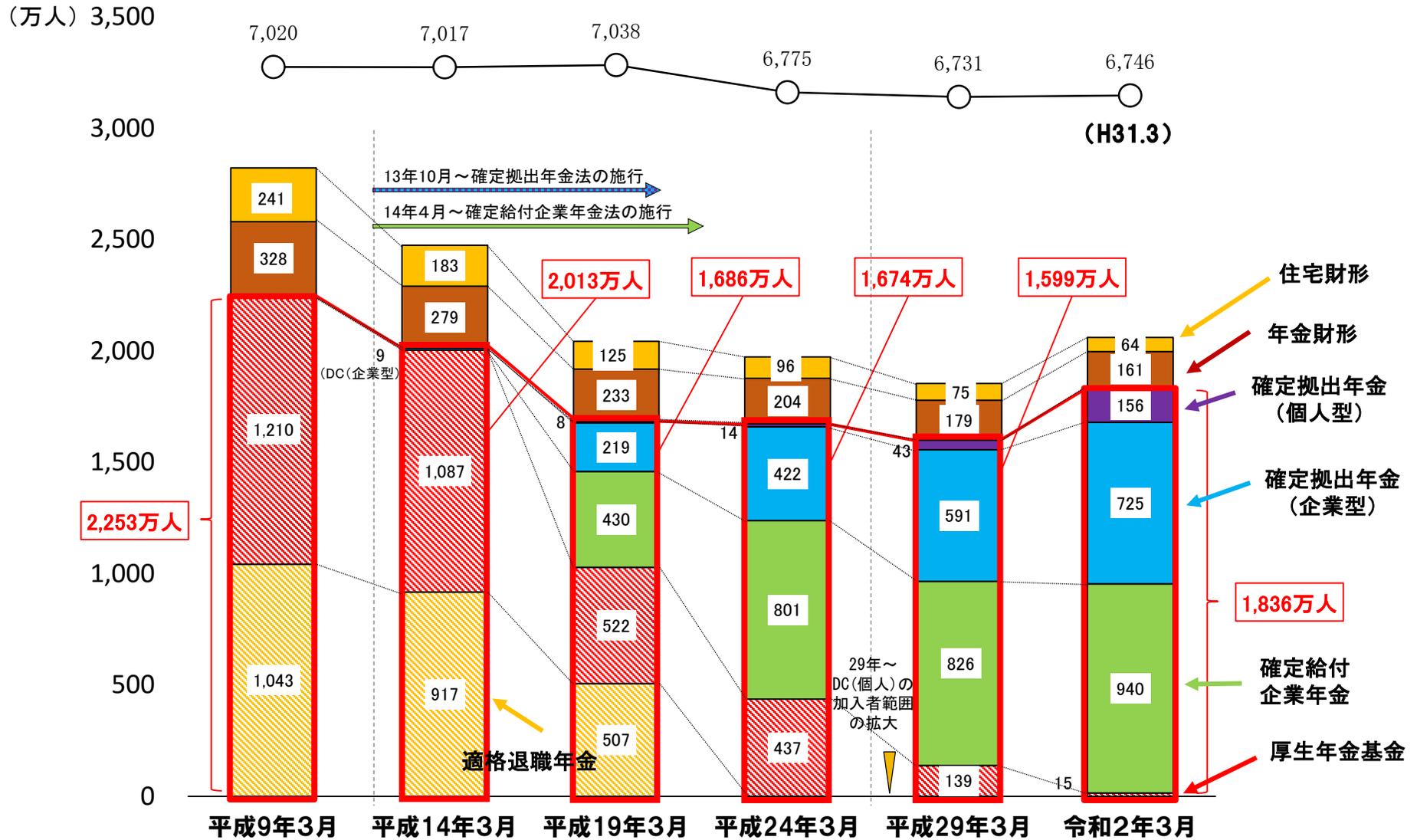


(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

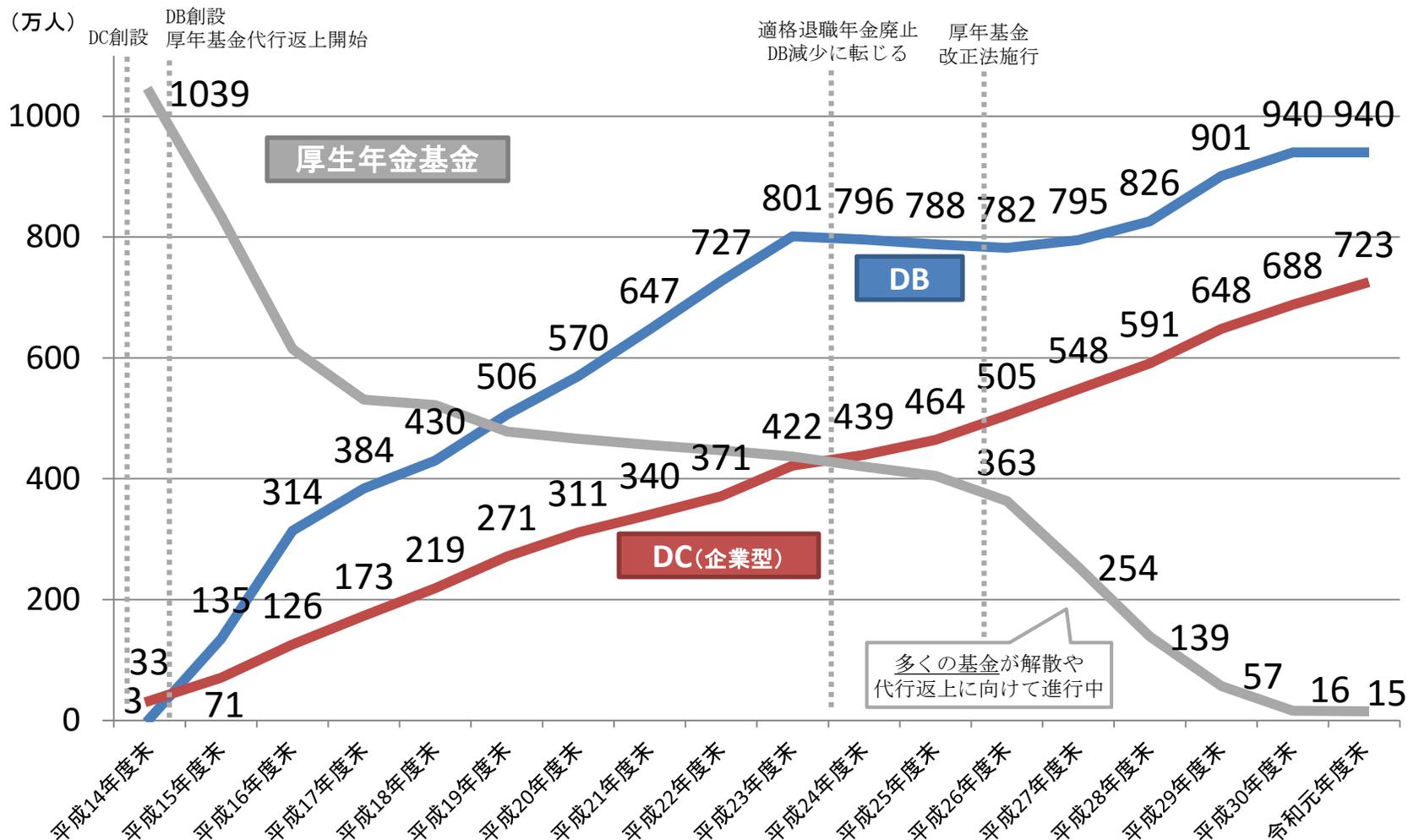
(注) 上記は、原則的な取扱いを示すものであり、個々の制度について加入可能な対象者の範囲等をすべて図示したものではない。

主な私的年金制度、非課税貯蓄の加入者数等の推移



(備考) 1 「加入者数等」とは、保険料の拠出や貯蓄・投資を行う者(各年金制度の被保険者又は加入者、財形制度の利用者)をいう。
 2 加入者数は「厚生年金保険・国民年金事業の概況(厚生労働省)」、「企業年金の受託概況(生命保険協会・信託協会・JA共済連)」、「企業年金白書(ライフデザイン研究所)」及び「財形貯蓄制度の実施状況について(厚生労働省)」による。
 3 企業に勤める者が加入対象の主な制度の加入者数を記載しており、重複加入もある。また、上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金(約36万人)、公務員等が加入する退職等年金給付(約448万人)などがあることに留意(いずれも加入者数は平成31年3月末の値)。

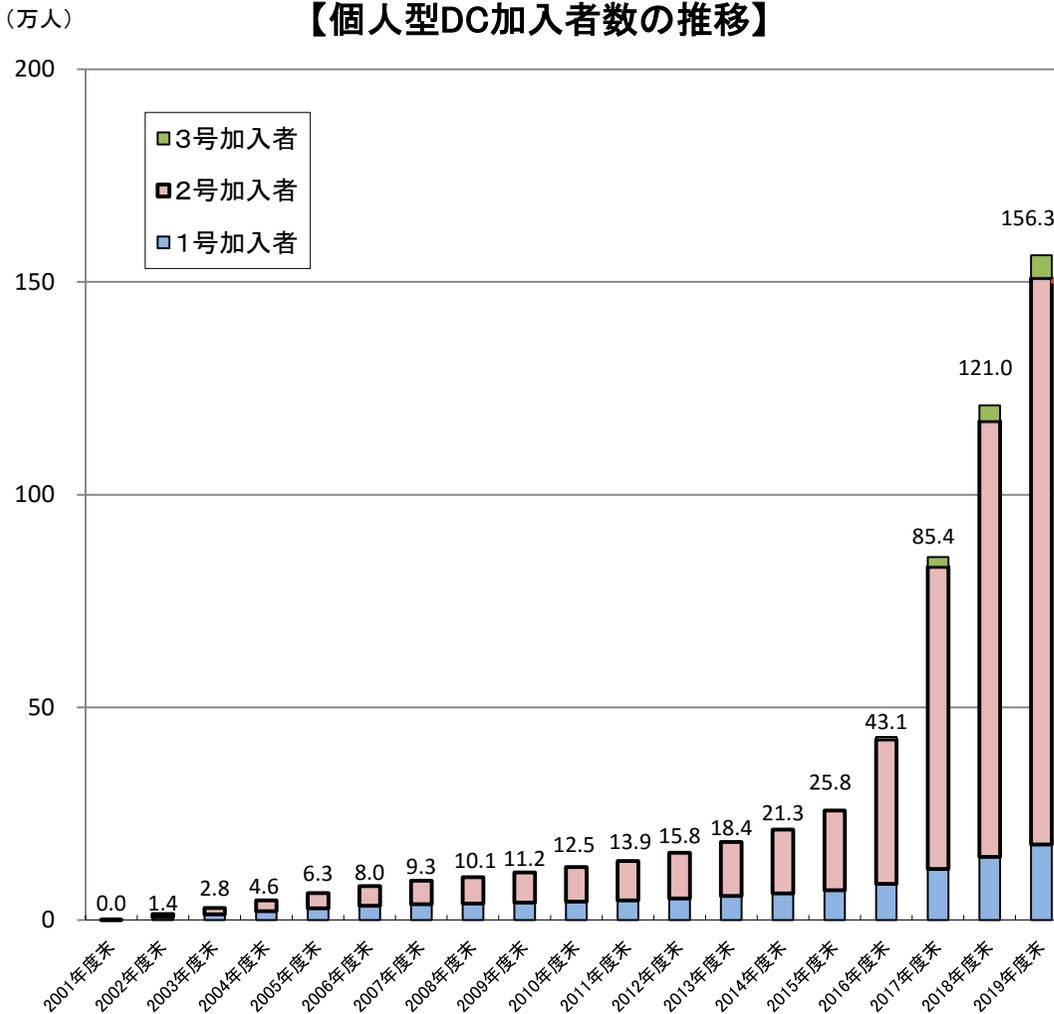
企業年金加入者数の推移



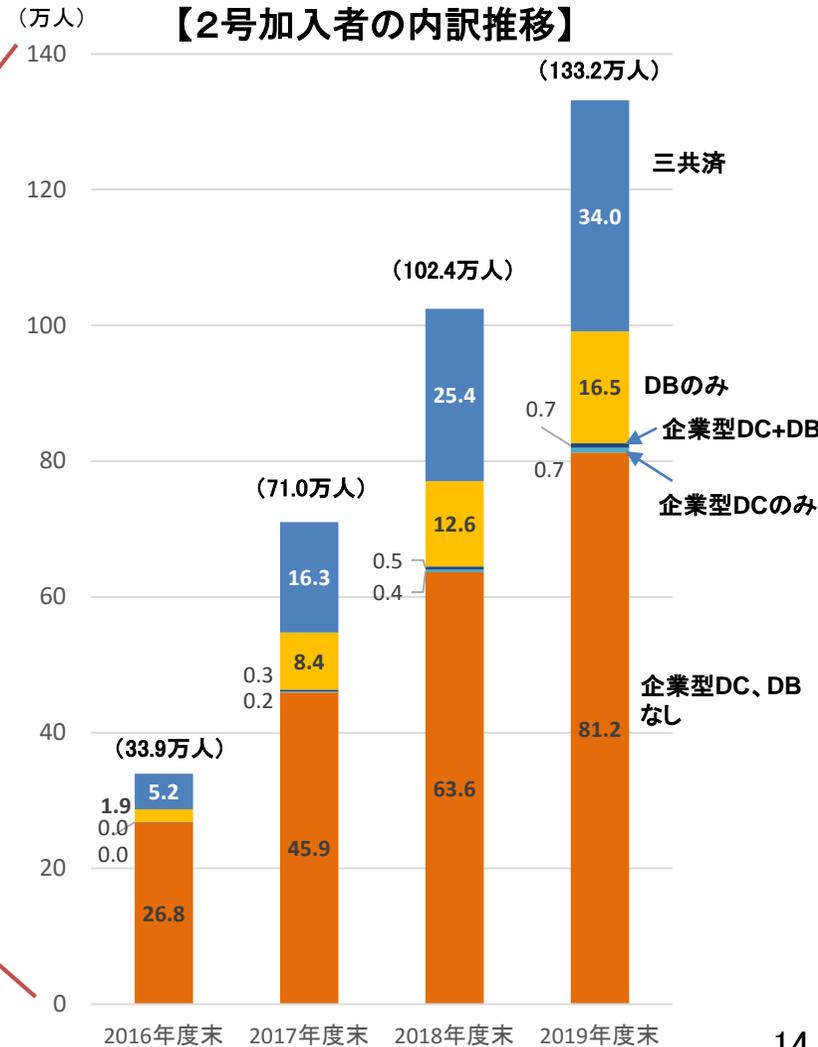
(出所) 厚生年金基金・DB：生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金の受託概況」、DC：厚生労働省調べ

個人型確定拠出年金の加入者数の推移

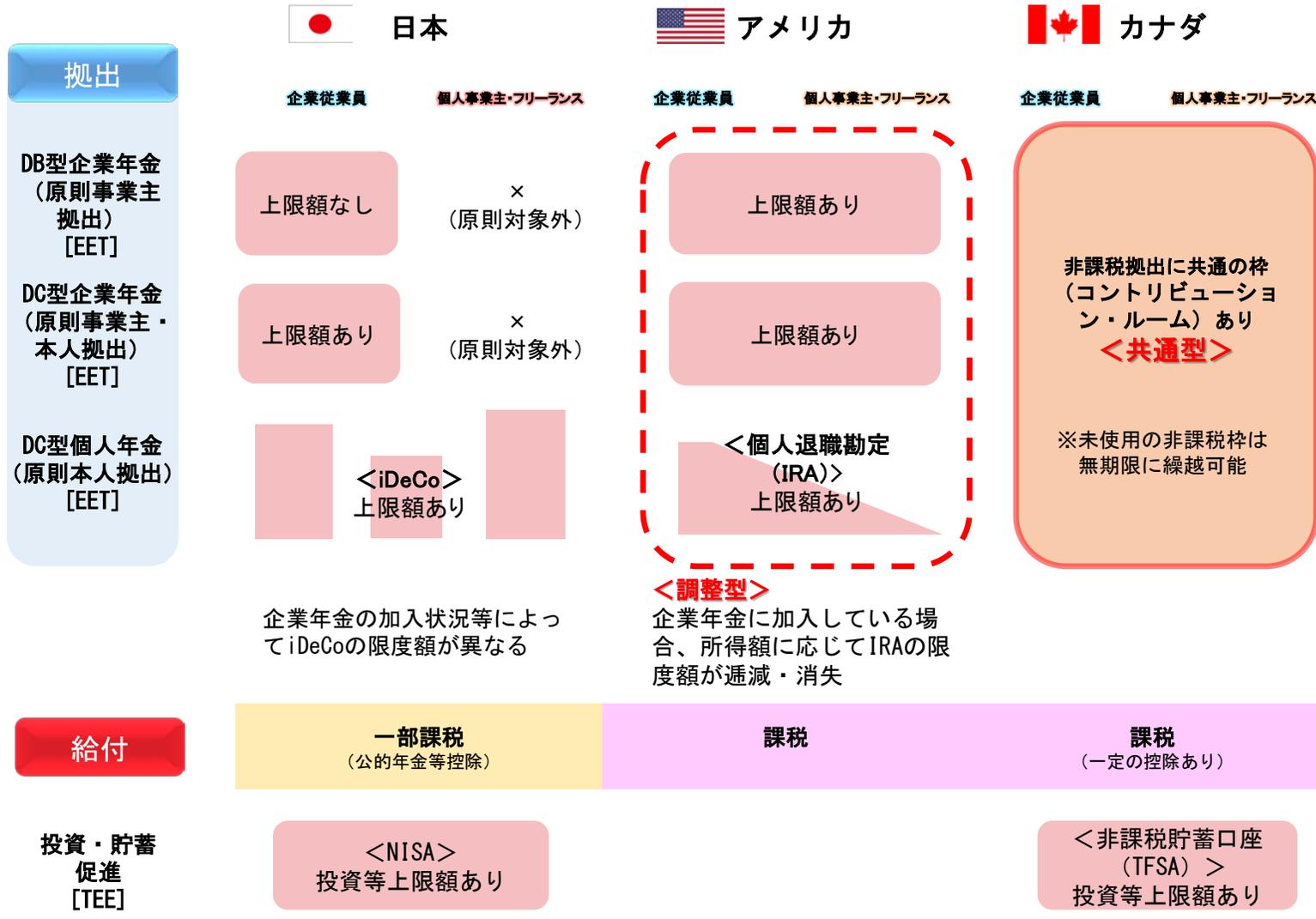
○ 個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))は、2017(平成29)年1月の加入可能範囲の拡大後、加入者数が増加。2020(令和2)年3月末現在、156.3万人。



(出所) 国民年金基金連合会調べ



各国の私的年金税制等について（原則的な取扱いを示したもの）



※本報告における私的年金とは、拠出時に所得控除の対象となる等、税制適格の仕組みを指し、個人退職勘定（IRA）等も含む。
 ※アメリカでは、DC型企业年金及びIRAの一種類として、TEEのロス（Roth）型も存在
 ※EはExempt（非課税）、TはTaxed（課税）を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。
 ただし、E、Tの具体的な意味については控除等の存在も考慮しつつ、個別具体的に精査が必要。以降同じ。

各国の私的年金税制等について（原則的な取扱いを示したもの）

抛出

DB型企业年金
(原則事業主
抛出)
[EET]

DC型企业年金
(原則事業主・
本人抛出)
[EET]

DC型個人年金等
(原則本人
抛出)
[EET]

	日本		イギリス		フランス		ドイツ	
	企業従業員	個人事業主・フリーランス	企業従業員	個人事業主・フリーランス	企業従業員	個人事業主・フリーランス	企業従業員	個人事業主・フリーランス
DB型企业年金 (原則事業主抛出) [EET]	上限額なし	× (原則対象外)	非課税抛出に共通の枠あり <共通型> ※未使用の非課税枠は3年間繰越可能		上限額なし	× (原則対象外)	原則上限額あり	× (原則対象外)
DC型企业年金 (原則事業主・本人抛出) [EET]	上限額あり	× (原則対象外)			× (原則対象外)	上限額あり	× (原則対象外)	
DC型個人年金等 (原則本人抛出) [EET]	企業年金の加入状況等によってiDeCoの限度額が異なる <iDeCo> 上限額あり				個人年金貯蓄制度 (PERP) の抛出枠を通じて企業年金等と抛出枠を調整 <調整型> ※未使用の非課税枠は3年間繰越可能		<リースター年金> 上限額あり	× (原則対象外)

給付	一部課税 <small>(公的年金等控除)</small>	課税 <small>(給付額の25%までは非課税)</small>	課税 <small>(概算控除あり)</small>	課税
----	---	---	--------------------------------------	-----------

投資・貯蓄推進 [TEE]	<NISA> 投資等上限額あり	<ISA>* 投資等上限額あり
---------------	--------------------	--------------------

※ E はExempt (非課税)、T はTaxed (課税) を表す。年金等の抛出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。ただし、E、Tの具体的意味については控除等の存在も考慮しつつ、個別具体的に精査が必要。以降同じ。

* 中途引出し制限等付きのライフタイムISAあり。

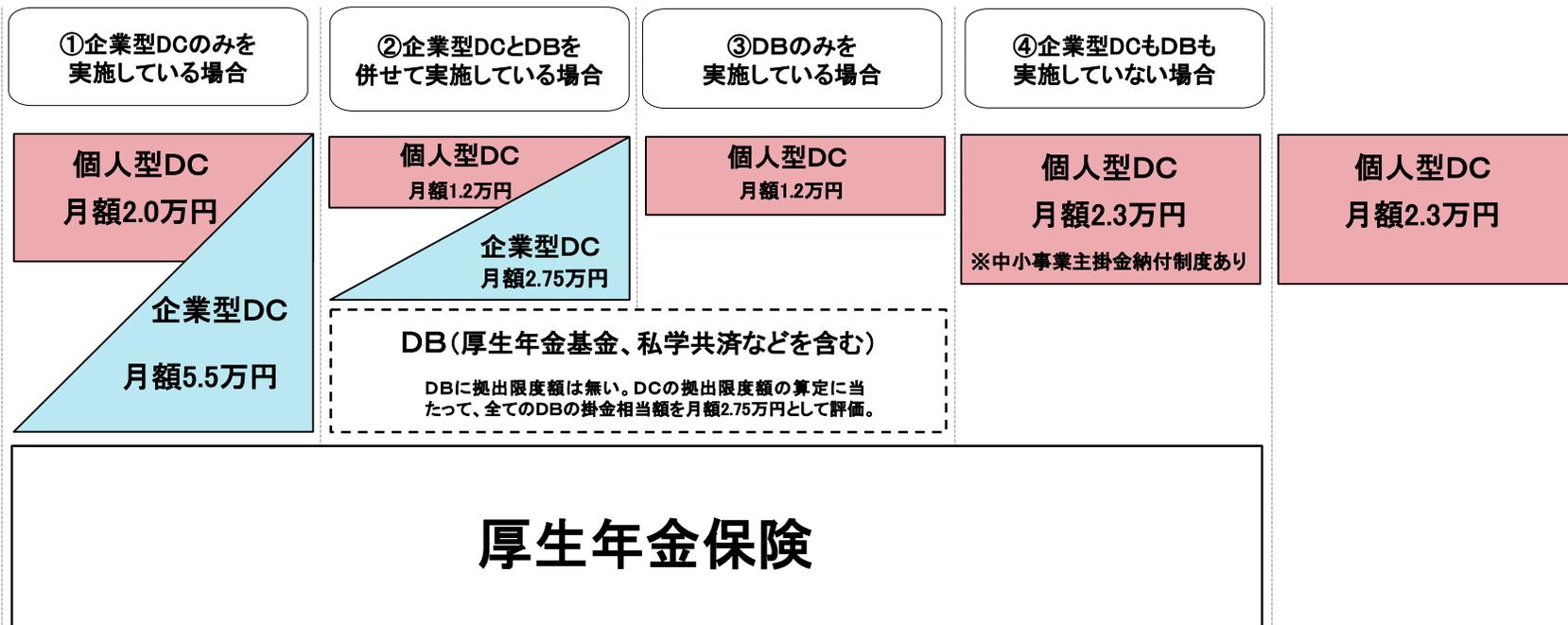
拠出限度額一覧①

〔2020(令和2)年10月現在〕

	企業型DCのみを実施している場合	企業型DCを実施し、規約で個人型DCの加入を認めている場合	企業型DCとDBを実施している場合	企業型DCとDBを実施し、企業型DCの規約で個人型DCの加入を認めている場合	DBのみを実施している場合	企業型DCもDBも実施していない場合
<div style="background-color: #f8d7da; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 個人型 月額6.8万円 (年額81.6万円) <small>※国民年金基金等との合算枠</small> </div> <div style="background-color: #fff3cd; padding: 5px;"> 国民年金基金 </div>	<div style="background-color: #d1ecf1; padding: 10px; border: 1px solid #c6e0b4;"> 企業型 月額5.5万円 (年額66万円) (※1) </div>	<div style="background-color: #f8d7da; padding: 10px; border: 1px solid #c6e0b4;"> 個人型 月額2万円 (年額24万円) </div> <div style="background-color: #d1ecf1; padding: 10px; border: 1px solid #c6e0b4; margin-top: 5px;"> 企業型 月額3.5万円 (年額42万円) </div>	<div style="background-color: #d1ecf1; padding: 10px; border: 1px solid #c6e0b4;"> 企業型 月額2.75万円 (年額33万円) (※1) </div>	<div style="background-color: #f8d7da; padding: 10px; border: 1px solid #c6e0b4; margin-bottom: 5px;"> 個人型 月額1.2万円 (年額14.4万円) </div> <div style="background-color: #d1ecf1; padding: 10px; border: 1px solid #c6e0b4;"> 企業型 月額1.55万円 (年額18.6万円) </div>	<div style="background-color: #f8d7da; padding: 10px; border: 1px solid #c6e0b4;"> 個人型 月額1.2万円 (年額14.4万円) </div>	<div style="background-color: #f8d7da; padding: 10px; border: 1px solid #c6e0b4;"> 個人型 月額2.3万円 (年額27.6万円) (※2) </div>
	DB(厚生年金基金、私学共済などを含む) DBに拠出限度額は無い。DCの拠出限度額の算定に当たって、全てのDBの掛金相当額を月額2.75万円として評価。					
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <h2 style="margin: 0;">厚生年金保険</h2> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <h2 style="margin: 0;">国民年金(基礎年金)</h2> </div>						
<small>国民年金 第1号被保険者</small>	<small>国民年金 第2号被保険者等</small>				<small>国民年金 第3号被保険者</small>	

※1 事業主掛金を超えず、かつ、事業主掛金との合計が拠出限度額の範囲内で、事業主掛金に加え、加入者も拠出可能(マッチング拠出)。
 ※2 企業年金を実施していない従業員100人以下の事業主は、拠出限度額の範囲内で、加入者掛金に加え、事業主も拠出可能(中小事業主掛金納付制度)(令和2年度改正で対応)。
 ※3 DBについては、年金払い退職給付を含む。

拠出限度額一覧② 〔令和2年度改正反映:2022(令和4)年10月～〕



国民年金(基礎年金)

国民年金
第1号被保険者

国民年金
第2号被保険者等

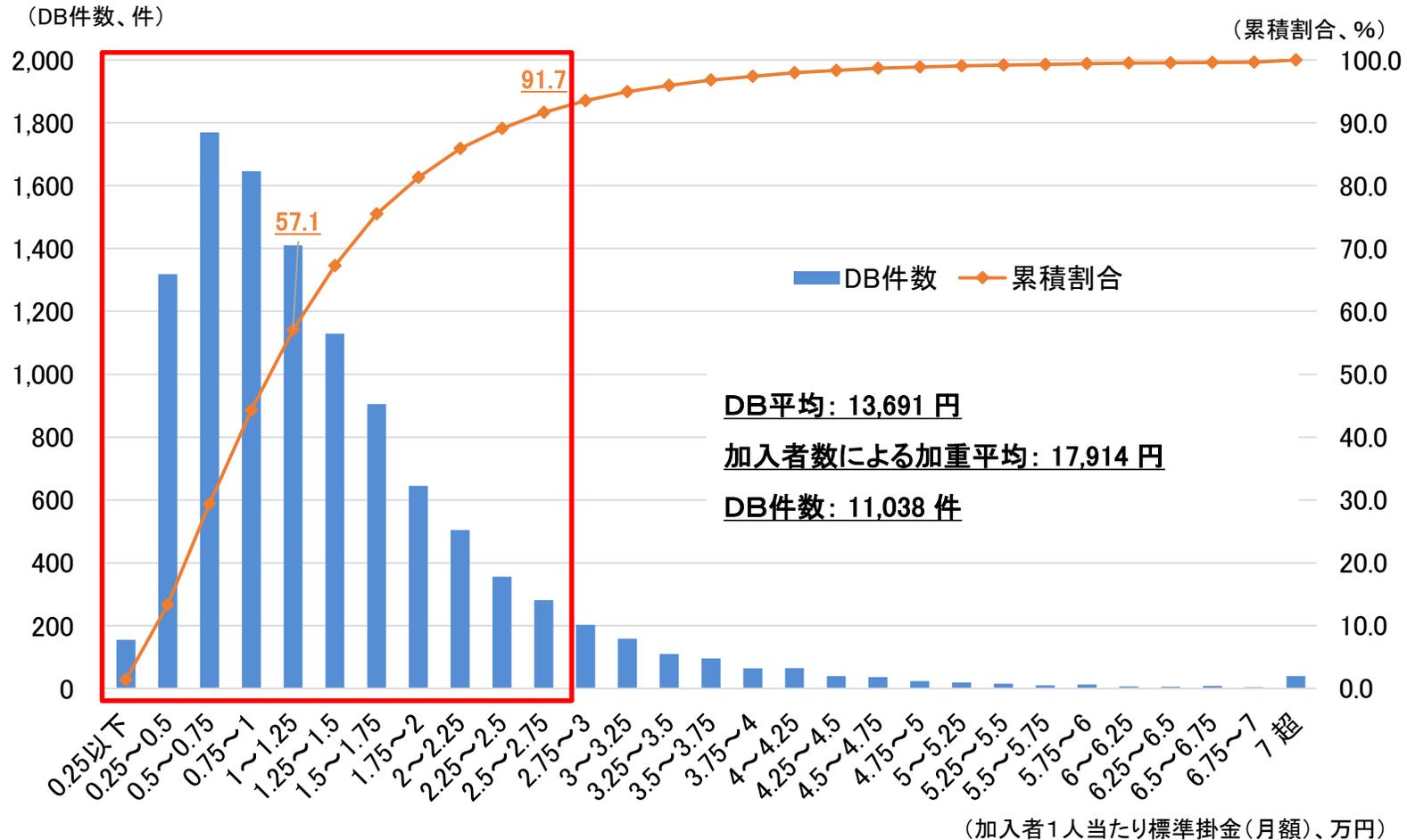
国民年金
第3号被保険者

- ※ 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(2022(令和4)年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。
- ※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。
- ※ DBには、年金払い退職給付を含む。

DBの掛金額の状況

2020年10月14日 社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料

- 企業型DCとDBを併せて実施する場合、DBに加入している者と加入していない者との間で不公平が生じないように、月額5.5万円からDBの掛金相当額を控除する必要があるというのが基本的考え方である。この控除するDBの掛金相当額について、現行は、制度創設当時の厚生年金基金(1583基金)の上乗せ部分の給付水準の単純平均から一律半額(現行月額2.75万円)としたものであるが、**現在の確定給付企業年金(DB)の掛金額(加入者1人当たりの標準掛金の金額)の実態は、全体的に低く、バラツキもある。**



※ 2015~2017(平成27~29)年度のDB事業報告書に基づき、3年間連続して標準掛金を拠出したDBを対象に集計。

※ 上図は、DBごとに事業年度中に支払った標準掛金総額を年度末時点の加入者数で除して加入者1人当たりの標準掛金を算出した上で、当該額の階級別にDB件数を計上したものの。

DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額の見直し

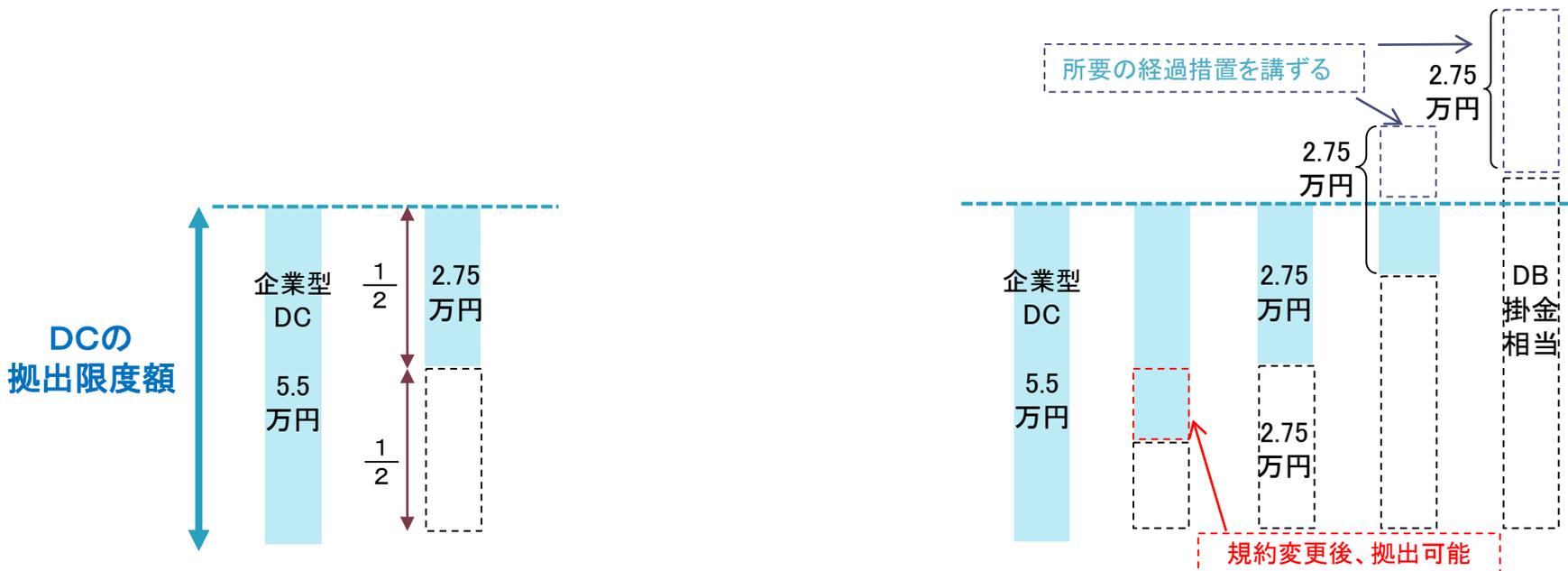
- DB・DC2法の施行後、多くの厚生年金基金が解散・代行返上し、適格退職年金からDBへの移行も進んだ。
 - 現在、DBは1万件を超えるが、厚生年金基金の上乗せ部分の給付水準を前提に全てのDBの掛金相当額を月額2.75万円と評価している現行の仕組みは、DBの実態と乖離が生じている。また、DBごとに給付水準(=掛金水準)に差がある中、一律評価している現行の仕組みは、簡便であるものの、不公平が生じている。
- ⇒ このような中、より公平できめ細かな制度とするためには、どのような仕組みが考えられるか。例えば、企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDBの掛金相当額を控除した額とすることが考えられるがどうか。

	(現行)	(見直しの一例)
企業型DCのみを実施する場合	月額5.5万円	月額5.5万円から、DBの掛金相当額を控除した額
DBを併せて実施する場合	月額2.75万円	

(※1)DBは給付建ての制度であり、DCの拠出限度額の算定に当たって使用するDBの掛金額(掛金相当額)は、DCと比較可能な形で評価する必要がある。
(※2)DBを実施していなければ、控除する額は0円で、企業型DCの拠出限度額は現行どおり月額5.5万円。DBの掛金相当額が月額5.5万円を上回る場合は、DC拠出は不可。

【現行】 DBの給付水準(=掛金水準)にかかわらず、企業型DCの拠出限度額は一律2.75万円。

【見直しの一例】 DBの給付水準(=掛金水準)が低い場合は、DCで拠出できる額は大きくなり、DBの給付水準(=掛金水準)が高い場合は、DCで拠出できる額は小さくなる。



企業年金(DB・企業型DC)に加入する者の個人型DCの拠出限度額の見直し

- 企業年金(DB・企業型DC)に加入する者の個人型DCの拠出限度額に関して、「②DBと企業型DCに加入する者」について、DBの掛金相当額を月額2.75万円に一律評価しているが、DBの給付水準(=掛金水準)に差がある中、不公平が生じている。また、「③DBのみに加入する者」について、DBの給付水準(=掛金水準)にかかわらず、一律月額1.2万円となっている点も、不公平が生じている。

⇒ 今回、**DBの掛金相当額の実態を反映することによって、企業年金(企業型DC・DB)の加入者の個人型DCの拠出限度額について公平を図ることができるのではないか。**この点は企業年金加入者間の公平を図るものであるが、引き続き、**企業年金のない者(拠出限度額は現行月額2.3万円)を含めて、個人型DCの拠出限度額の在り方について検討していく必要があるのではないか。**

	(現行)	(見直しの一例)
①企業型DCのみに加入する者	月額2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)	月額2万円(ただし、企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)
②DBと企業型DCに加入する者	月額1.2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額2.75万円)	
③DBのみに加入する者	月額1.2万円	

(※)見直し後の計算式 個人型DCの拠出限度額=月額5.5万円-(企業型DCとDBの掛金額) ※上限2万円

【現行】

【見直しの一例】

①企業型DCのみを実施している場合

②企業型DCとDBを併せて実施している場合

③DBのみを実施している場合

①企業型DCのみを実施している場合

②企業型DCとDBを併せて実施している場合

③DBのみを実施している場合

個人型DC
月額2.0万円

個人型DC
月額1.2万円

個人型DC
月額1.2万円

個人型DC
月額2.0万円

個人型DC
月額2.0万円

個人型DC
月額2.0万円

企業型DC
月額5.5万円

企業型DC
月額2.75万円

企業型DC

企業型DC
+DB

DB

DB(厚生年金基金、私学共済などを含む)

DBに拠出限度額は無い。DCの拠出限度額の算定に当たって、全てのDBの掛金相当額を月額2.75万円として評価。

企業型DCの事業主掛金が3.5万円を超えると、個人型DCの拠出限度額が逡減

企業型DCの事業主掛金とDBの掛金相当額の合計が3.5万円を超えると、個人型DCの拠出限度額が逡減

DBの掛金相当額が3.5万円を超えると、個人型DCの拠出限度額が逡減

- ※ 企業年金(企業型DC・DB)の加入者は、月額2.0万円の範囲内で、かつ、事業主掛金額(企業型DCとDBの掛金額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。
 ※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が企業型DCの拠出限度額(月額5.5万円からDBの掛金相当額を控除した額)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。
 ※ DBには、年金払い退職給付を含む。
 ※ DCの拠出限度額の算定に当たって使用するDBの掛金相当額は、DCと比較可能な形で評価したもの。

拠出段階における論点

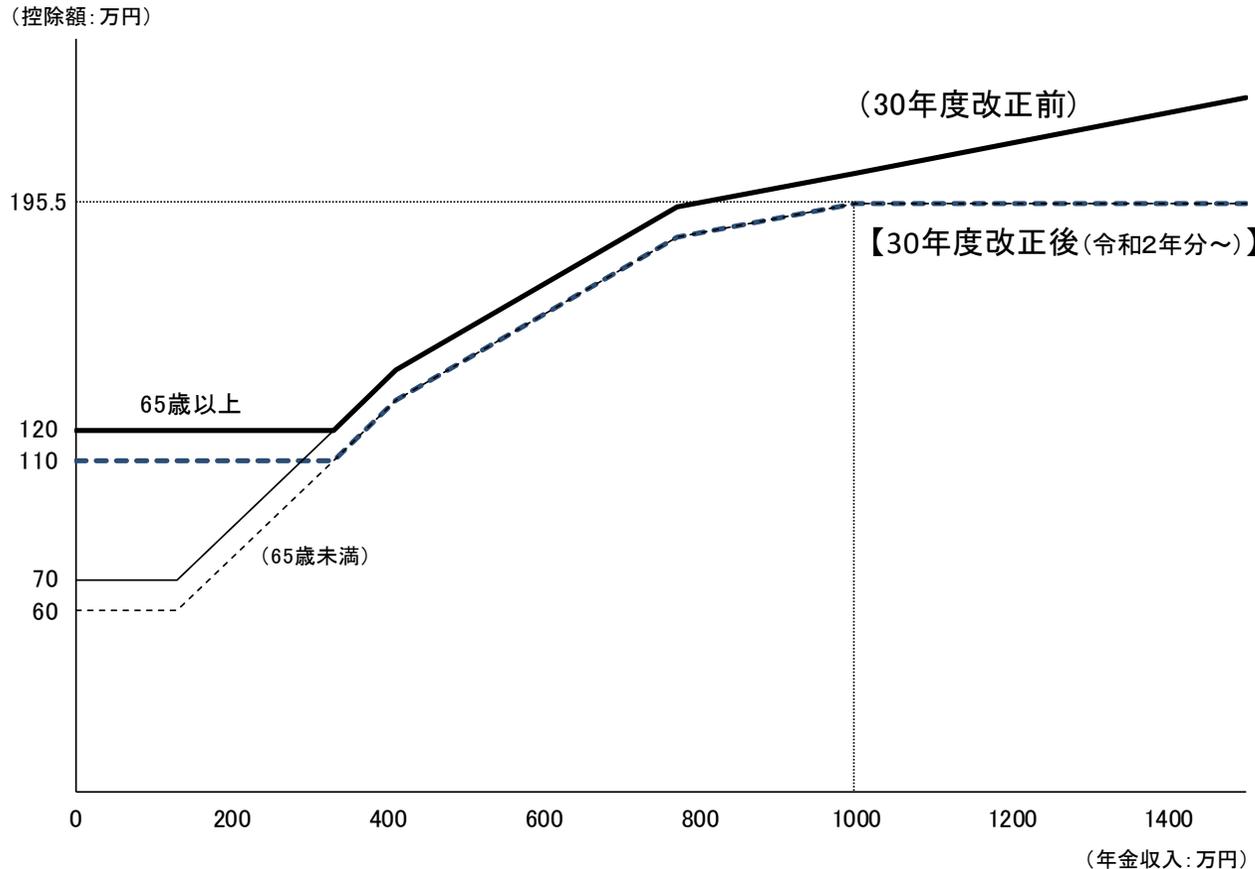
- 人生100年時代において、働き方やライフコースが多様化しており、全世代型社会保障の構築と合わせて、一人ひとりの個人が老後の生活に備えるための準備を公平に支援するための税制の構築が求められている。
- 我が国においては、これまで企業年金や個人型確定拠出年金(iDeCo)等の私的年金に関する税制が段階的に整備・拡充されてきた中、働き方の違い等によって税制の適用関係が異なることや、各制度それぞれで非課税拠出枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。
- 例えばイギリスやカナダにおいては、加入している私的年金等の組み合わせにかかわらず同様の非課税拠出を行えるよう、各種私的年金に共通の非課税拠出限度額を設けており、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような仕組みとなっている。
- 諸外国の例も参考にしつつ、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いについて検討するとともに、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方についても検討する必要がある。

給付段階

公的年金等控除制度の概要

- 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）
- ・ 国民年金
 - ・ 厚生年金
 - ・ 厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金 等

公的年金等控除額



(30年度改正前)

〔①+②〕又は③の大きい額

①定額控除	50万円
②定率控除	
(定額控除後の年金収入)	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
720万円を超える部分	5%
③最低保障額	
65歳以上の者	120万円
65歳未満の者	70万円

【30年度改正後(令和2年分～)】

〔①+②〕又は③の大きい額

①定額控除	40万円
②定率控除	
(50万円控除後の年金収入)	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
950万円までの部分	5%
③最低保障額	
65歳以上の者	110万円
65歳未満の者	60万円

(注) 年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。

【改正後】基礎控除を10万円引き上げる(給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替。)

公的年金等控除に係る答申での整理

● 昭和41年12月 長期税制のあり方についての中期答申

まさに退職所得は老後の生活保障的な最後の所得であることにかんがみ、その担税力は他の所得に比べてかなり低いと考えられるので、できるだけ早い機会にその控除額を定年退職者の平均的な退職所得の水準程度まで思い切って引き上げることが望ましい。なお、その際控除の仕組みについては、永年勤続者をより優遇する意味から、勤続年数に応じて順次控除額を増やし、通常定年に達すると思われる勤続年数の退職者で最高の控除額を保障するような仕組みとすることが必要であろう。

● 昭和61年10月 税制の抜本的見直しについての答申

公的年金の受給者は、経済的稼働力が通常減退する局面にある高齢者であること等を考慮すれば、基本的には現行程度の水準を維持することが適当であると考える。

公的年金の受給者の中には、他の所得が相当の水準にある者もいると認められることからすれば、公的年金であるが故に多額の控除を設けることは負担の公平の観点からみて問題なしとしない。さらに、高齢者雇用の進展等高齢者の所得稼働の形態の多様化が今後一層進むと見込まれることを踏まえれば、公的年金に対する負担調整措置と老年者に対する税制上の配慮について整序を図ることが適当であり、（略）

公的年金は、通常、経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするため公的な社会保険制度から給付される年金であること等を考慮すれば、他の所得との間で何らかの負担調整措置が必要とされる事情がある（略）

● 平成14年6月 あるべき税制の構築に向けた基本方針

年金以外に給与を得ている者にとっては、給与所得控除と公的年金等控除が各々適用されることとなっている。

公的年金等控除については、社会保険料控除がある以上、本来不要とも考えられる。しかし、当面、少なくとも世代間の公平を図る観点から、定額控除の割増と老年者控除との関係を整理するなど、大幅に縮減する方向で検討する必要がある。

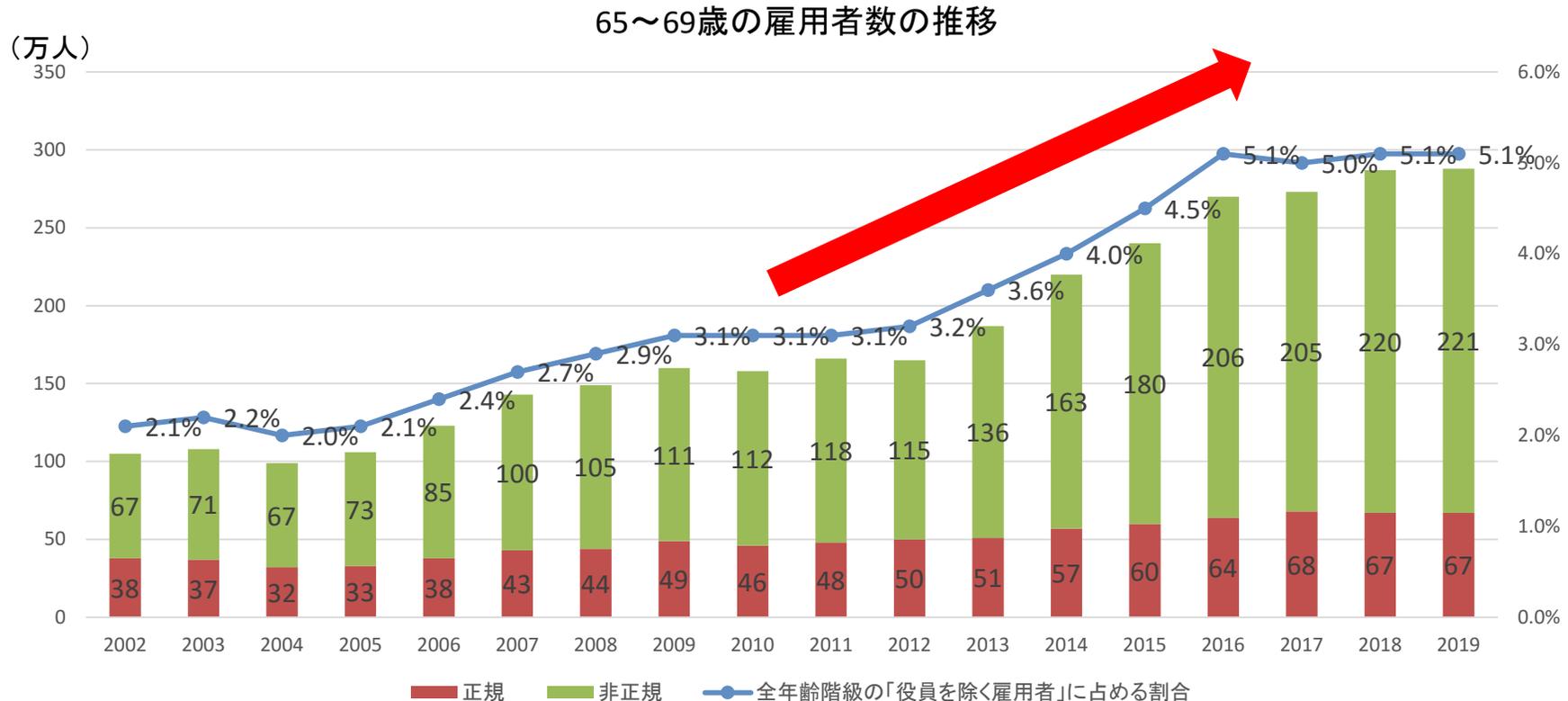
● 平成15年6月 少子・高齢社会における税制のあり方

公的年金収入を課税ベースに取り込み、担税力のある高齢者に現役世代と同じように、能力に応じた負担を適切に求めていくことは、高齢者間のみならず世代間の公平にも資することとなる。

65歳以上の高齢者に対して適用される措置については、低所得者・高所得者に関係なく適用され、「年齢だけで高齢者を別扱いする制度」となっている。さらに、高齢の就業者の増加とともに給与収入を得ながら年金を受給する者が増加しており、これに給与所得控除と公的年金等控除が各々適用され、課税ベースの脱漏が生じている。

高齢者(65~69歳)の雇用者数の推移

○雇用確保措置の義務化の対象を外れた後の65~69歳の雇用者数についても、2010年代以降、就業率の上昇と団塊の世代が65歳を超えたことを受け、大きく増加している。



資料:総務省統計局「労働力調査」(詳細集計)

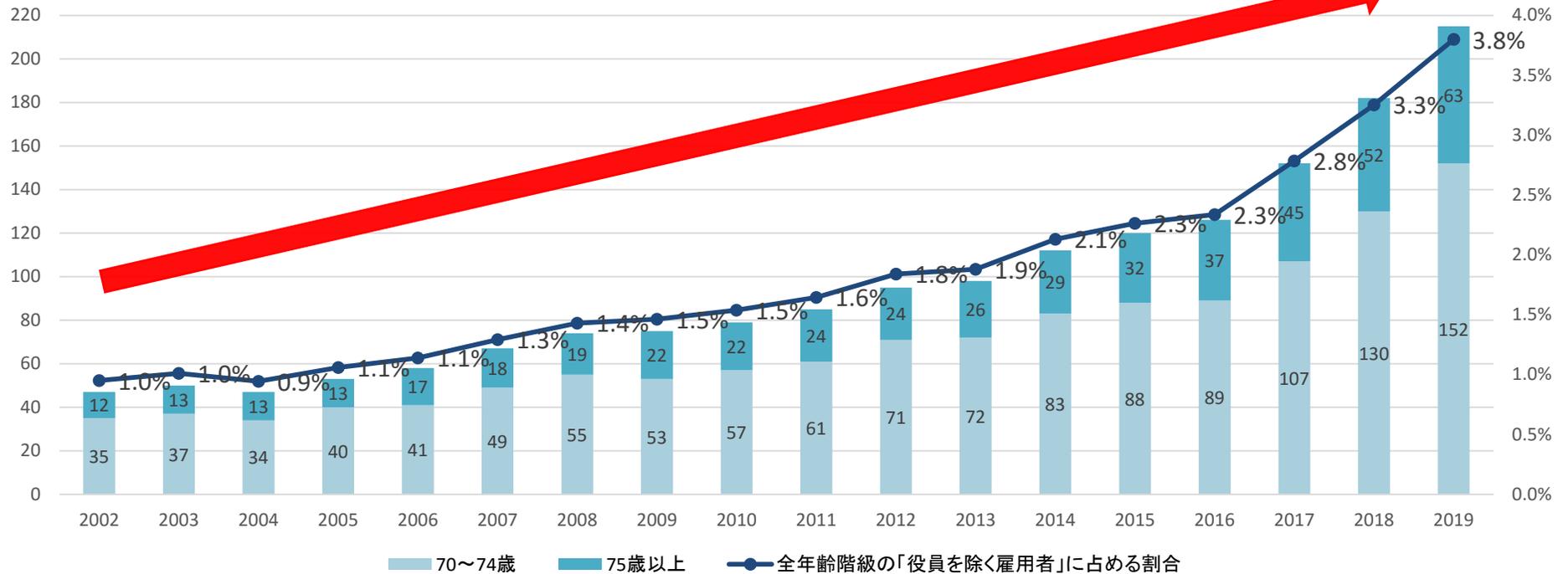
注1) 雇用者数は、役員を除く雇用者数である。

注2) 2005年から2009年までの数値については、2010年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値を使用している。

注3) 2011年は補完推計値である。

○ 70歳以上の雇用者数をみても増加している。

70歳以上の雇用者数の推移



資料:総務省統計局「労働力調査」(詳細集計)

注1) 雇用者数は、役員を除く雇用者数である。

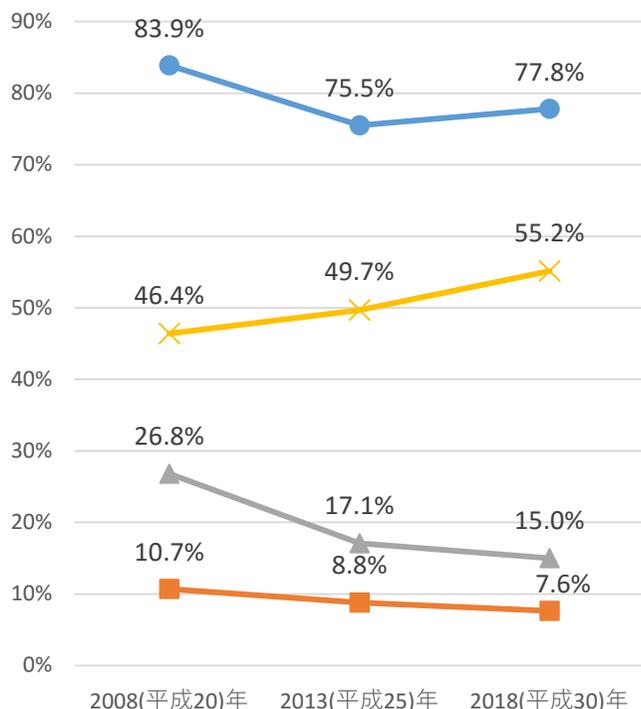
注2) 2005年から2009年までの数値については、2010年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値を使用している。

注3) 2011年は補完推計値である。

企業年金を巡る近年の状況

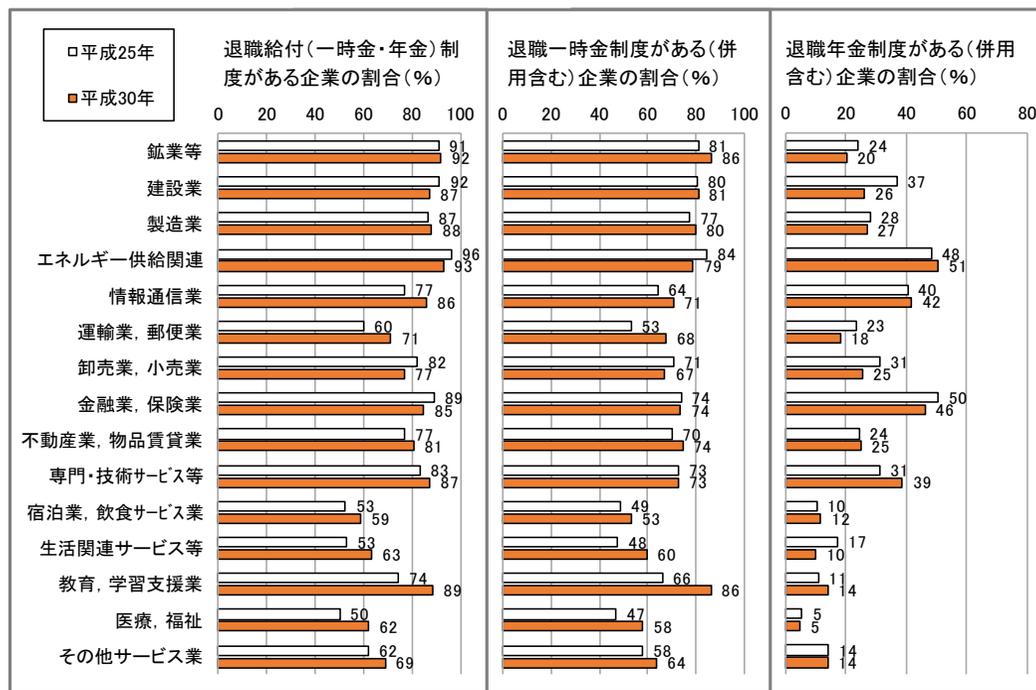
○近年、退職給付の導入企業数の割合は全体として減少傾向。特に年金は減少傾向。

＜退職給付導入企業割合の推移＞



- 退職給付（一時金・年金）制度がある企業の割合
- 退職年金制度のみの割合
- ▲ 両制度併用の割合
- ✕ 退職一時金制度のみの割合

＜業種別にみた退職給付の有無の状況＞



- (注) 1. 鉱業等とは鉱業、採石業、砂利採取業を、エネルギー供給関連とは電気・ガス・熱供給・水道業を、専門・技術サービス等とは学術研究、専門・技術サービス業を、生活関連サービス等とは生活関連サービス業、娯楽業をそれぞれ指す。
 2. 平成30年調査の数値は、平成25年調査と時系列比較が可能となるよう、「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」を集計したもの。

(出所)厚生労働省「就労条件総合調査」

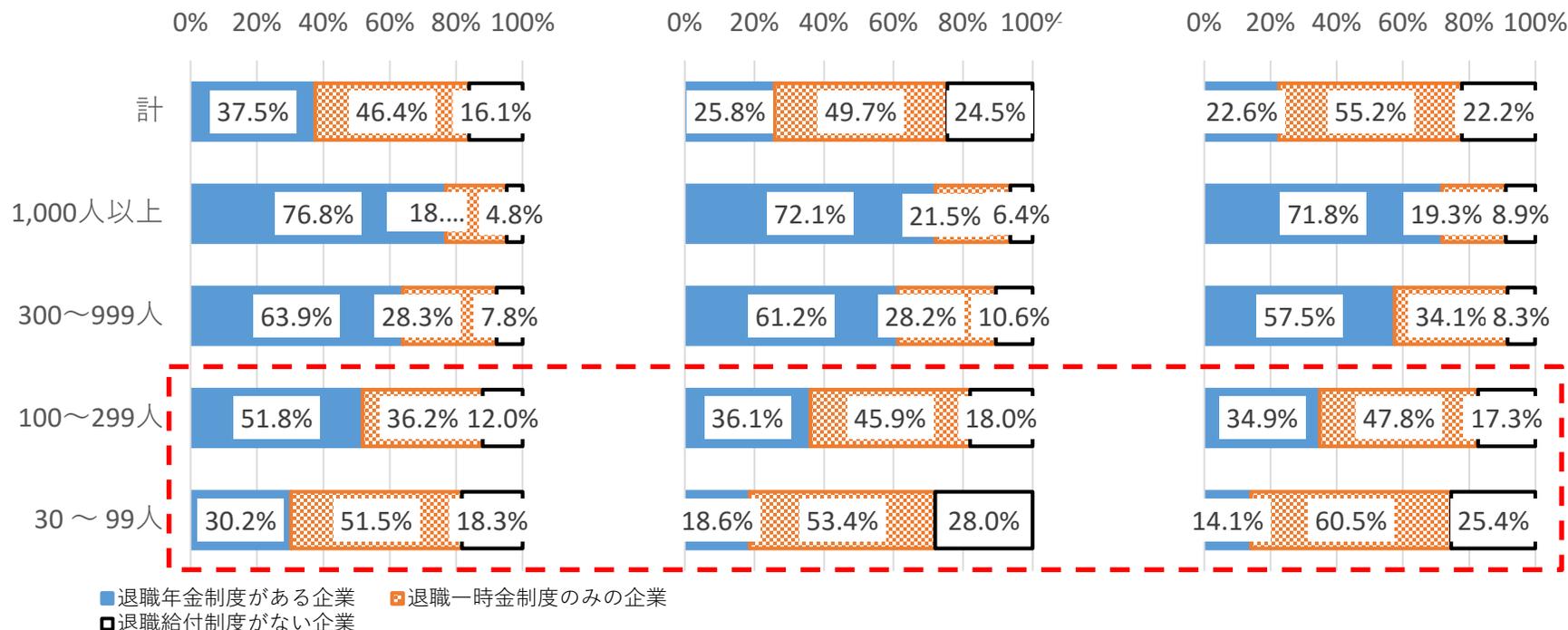
従業員規模別の退職給付制度の実施状況

- 従業員規模が小さいほど退職年金制度の実施割合は低い。
- すべての従業員規模で退職年金制度の実施割合が低下しているが、従業員規模300人未満で減少が大きい。

退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別、2008(平成20)年）

退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別、2013(平成25)年）

退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別、2018(平成30)年）



(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

(注) 1. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。

2. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。

3. 2018年調査はそれ以前と調査対象が異なるが、比較のため特別に同範囲を集計している。

確定給付企業年金と確定拠出年金の受給の形態

- 確定給付企業年金・確定拠出年金ともに、相当数が一時金受給を選択している。特に確定拠出年金では、企業型・個人型ともに9割程度と、この傾向が顕著である。
- これは、我が国では退職一時金制度が先行して普及・慣行化した経緯があること、受給者にとっても退職時に多額の一時金を必要とするニーズがあること、年金と一時金に対する社会保障制度や税制の違いがあること、確定拠出年金は個人の資産額が少額のケースが多いこと等、様々な要因があると指摘されている。

<新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況>

	確定給付企業年金	確定拠出年金	
		企業型	個人型
年金	24%	5%	10%
年金と一時金(併給)	8%	1%	1%
一時金	68%	94%	89%

(出所) 確定給付企業年金は、厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」の特別集計により作成
 確定拠出年金は、記録関連運営管理機関による調査(平成30年度)を基に作成

退職所得の課税方式

○他の所得と区分して次により分離課税

・ $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$ (注) = 退職所得の金額

勤続年数20年まで	1年につき40万円
勤続年数20年超	1年につき70万円

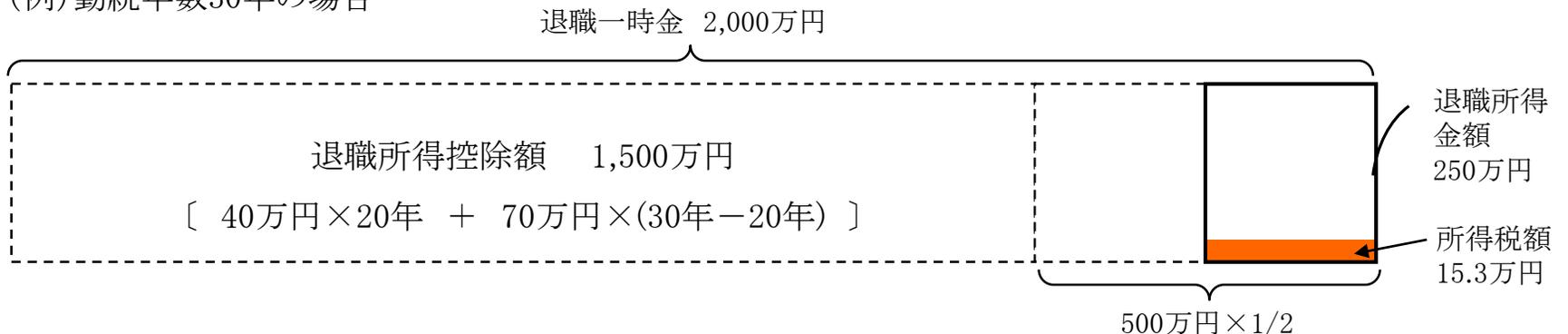
(注) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない。(平成24年度税制改正)

・ 退職所得の金額 \times 税率 = 所得税額

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

(例) 勤続年数30年の場合

(備考) このほか、個人住民税が一律10%課される。



(注) 確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度等に基づき支払われる退職一時金等は、退職手当等とみなし、退職所得として課税することとされている。

勤続年数別の退職一時金の状況

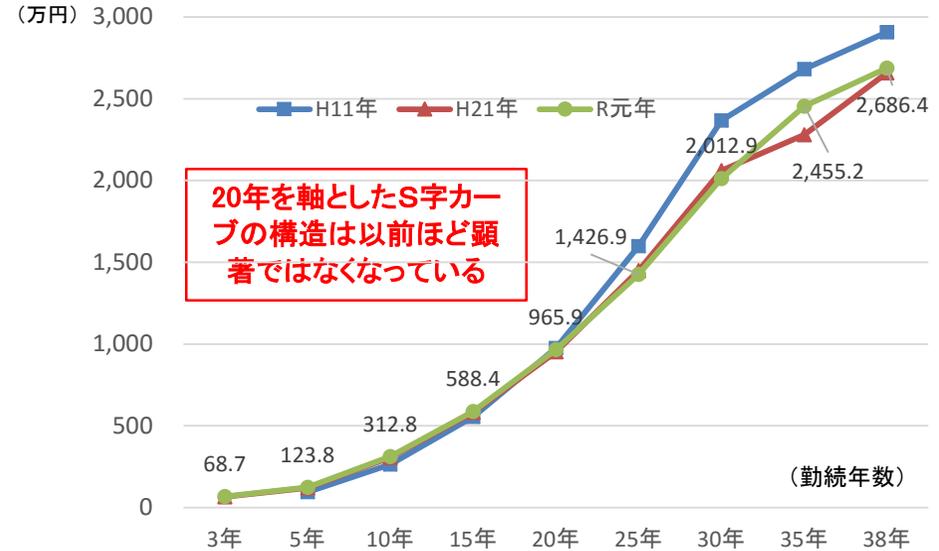
学歴・勤続年数階級別退職一時金の支給状況

学歴等 勤続年数階級	平成20年				平成25年				平成30年				
	企業規模計		従業員 1000人以上		企業規模計		従業員 1000人以上		企業規模計		従業員 1000人以上		
	退職 金額	月収 換算	退職 金額	月収 換算	退職 金額	月収 換算	退職 金額	月収 換算	退職 金額	月収 換算	退職 金額	月収 換算	
大卒（管理・事務・技術職）	計	1,676	36.6	2,489	52.4	1,369	28.2	1,764	33.1	1,678	33.7	1,781	32.3
	20～24年	743	15.2	975	26.9	661	15.0	854	16.4	1,058	21.7	1,457	24.1
	25～29	898	22.8	1,274	33.9	756	15.9	801	16.4	1,106	21.6	927	16.2
	30～34	1,360	32.5	1,652	34.2	1,457	28.7	1,610	32.0	1,658	32.9	1,773	29.6
	35年以上	2,144	44.9	2,665	55.1	1,567	32.0	1,877	34.7	1,897	38.5	2,146	40.8
高卒（管理・事務・技術職）	計	1,566	41.9	2,715	68.3	1,091	29.0	1,645	37.8	1,163	31.1	1,502	33.6
	20～24年	426	13.4	441	14.0	432	15.7	375	12.8	462	15.0	493	12.9
	25～29	646	20.4	1,007	26.1	515	16.3	621	20.0	618	18.2	705	16.1
	30～34	816	24.5	1,590	39.7	725	20.6	1,035	26.3	850	24.6	1,044	23.6
	35年以上	2,122	52.4	2,789	70.1	1,470	35.1	1,798	39.9	1,497	37.2	1,862	40.8

(注) 1. 退職一時金制度のみを有する企業が対象。
 2. 「月収換算」とは、退職時の所定内賃金に対する退職金額の倍率をいう。
 3. 勤続20年以上かつ45歳以上のものである。

(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」

勤続年数階級別退職一時金支給額の推移(イメージ)



(注) 中央労働委員会「退職金、年金及び定時制事情調査」のモデル退職給付（退職一時金及び年金、会社都合）。平成11年と21年は「男」のみ。令和元年は合計。数字は令和元年。

定年年齢階級別企業割合

60歳の定年制をとる企業が8割程度(大企業は9割)

(%)

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
調査計	79.3	0.3	1.1	1.2	0.3	17.8
1000人以上	90.6	0.4	1.3	0.9	0.1	6.7
300-999人	87.2	0.4	1.4	1.5	0.1	9.4
100-299人	84.1	0.3	1.7	1.1	0.2	12.5
30-99人	76.7	0.3	0.9	1.2	0.4	20.5

(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査(平成29年)」 (注) 一律定年制を定めている企業についてのデータ

政府税制調査会の答申(退職所得課税関連記述)

政府税制調査会答申「わが国税制の現状と課題」(平成12年7月)

退職金は、一般に、長期間にわたる勤務の対価の後払いとしての性格とともに、退職後の生活の原資に充てられる性格を有しています。

このような退職金の性格を踏まえて、退職所得に対する課税については、一時に相当額を受給するため、他の所得に比べて累進緩和の配慮が必要と考えられることから、退職金の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額として、他の所得と分離して累進税率により課税されます。

(中略)

現行の退職所得課税の仕組みは、勤務年数が長いほど厚く支給される退職金支給形態を反映したものとなっていることから、退職金の支給形態の変化などを踏まえると、今後も長期勤続の場合を特に優遇していくことが適当かどうか検討する必要があると考えられます。

他方、現行の退職所得課税を前提とした税引後収入が老後の生活設計に織り込まれているという実態や、企業における給与体系の変更には時間を要することを考慮する必要があるとの意見がありました。

政府税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(平成19年11月)

近年、就業構造や雇用形態が変化する中、退職金の支給に代えて在勤中の給与の引上げや退職年金の支給を行うなど、退職金等の支給形態が多様化している。また、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることに、税負担を回避するといった事例もある。

このような状況を踏まえれば、退職金課税については、現行の勤続20年を境に1年当たりの控除額が急増する仕組みや勤務年数が短期間でも退職金に係る所得の2分の1にしか課税されないという仕組みを見直し、全体として多様な就労選択に中立的な制度とすることが求められている。

なお、多年にわたって支給されるべきものが一時に集中して支給されるという退職金の性格に照らせば、引き続き何らかの平準化措置を講じる必要がある。また、重要な人生設計上の期待にも関わる問題となることから、所要の経過措置も含めた適切な工夫が必要である。

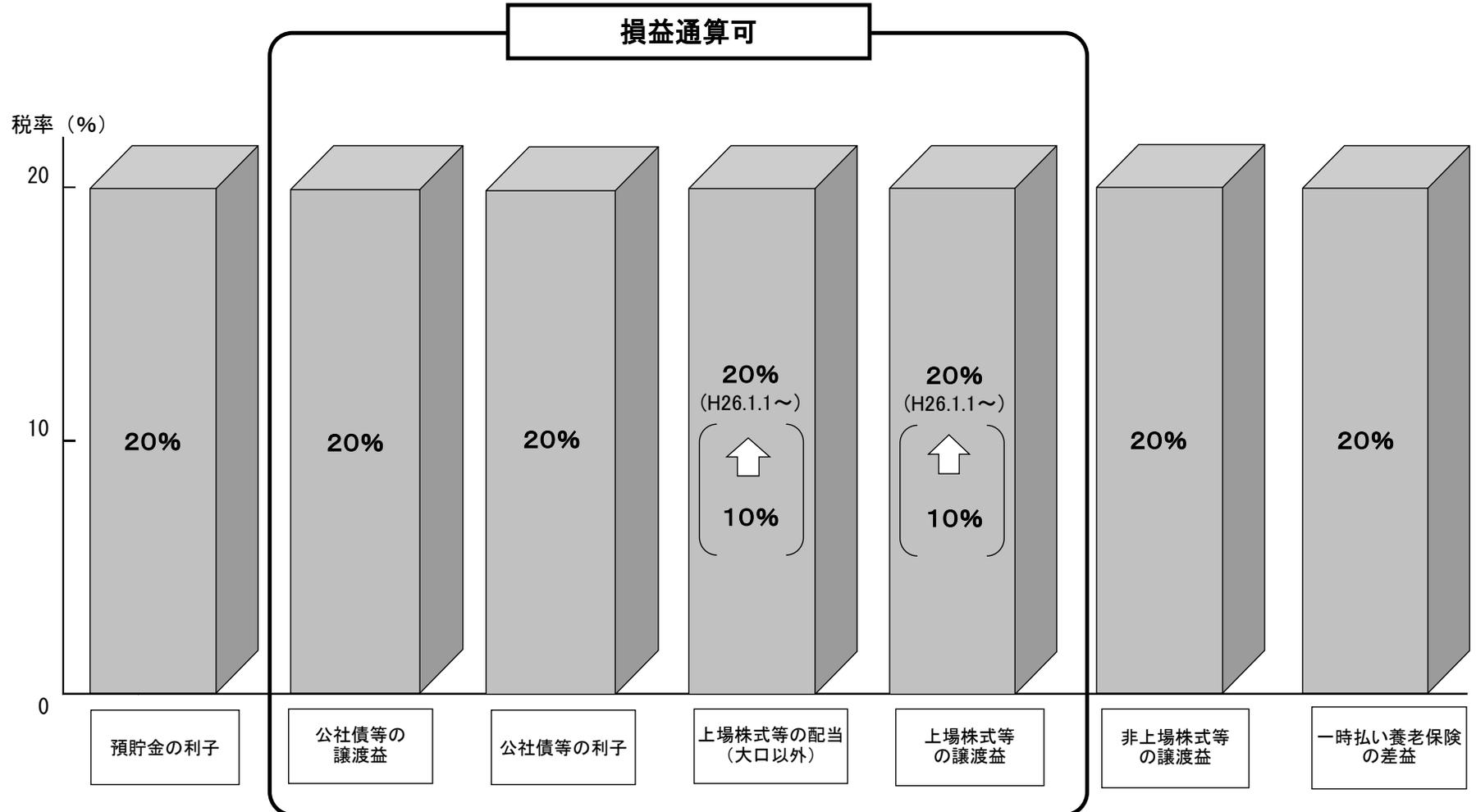
給付段階<年金・退職金>における論点

- 諸外国では、拠出・運用段階は一定の限度額まで非課税としつつ、給付段階においては、我が国のような年金収入に対する大きな控除はなく、基本的に課税とする例が多くなっている。
- 我が国においても、こうした諸外国の例も参考にしつつ、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いについて検討するとともに、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方についても検討する必要がある。
- 退職給付に係る税制についても、給付が一時金払いか年金払いかによって取扱いが大きく異なり、退職給付のあり方に対して中立的ではなく、また、勤続期間が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが、転職の増加など働き方の多様化を想定していないとの指摘がある。
- 退職金も含めた賃金形態の多様化や転職機会の増加などが進む中、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても、働き方やライフコースの多様化を踏まえた丁寧な検討が必要である。
- こうした課題については、諸外国と我が国では雇用慣行等の経済社会環境や公的年金制度に違いがあることや、企業年金・個人年金等は企業の退職給付のあり方や個人の生活設計にも密接に関係することなどを踏まえ、その検討を丁寧に行い、関係する税制の包括的な見直しを行っていくべきである。

金融所得課税

金融所得課税の一体化

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。

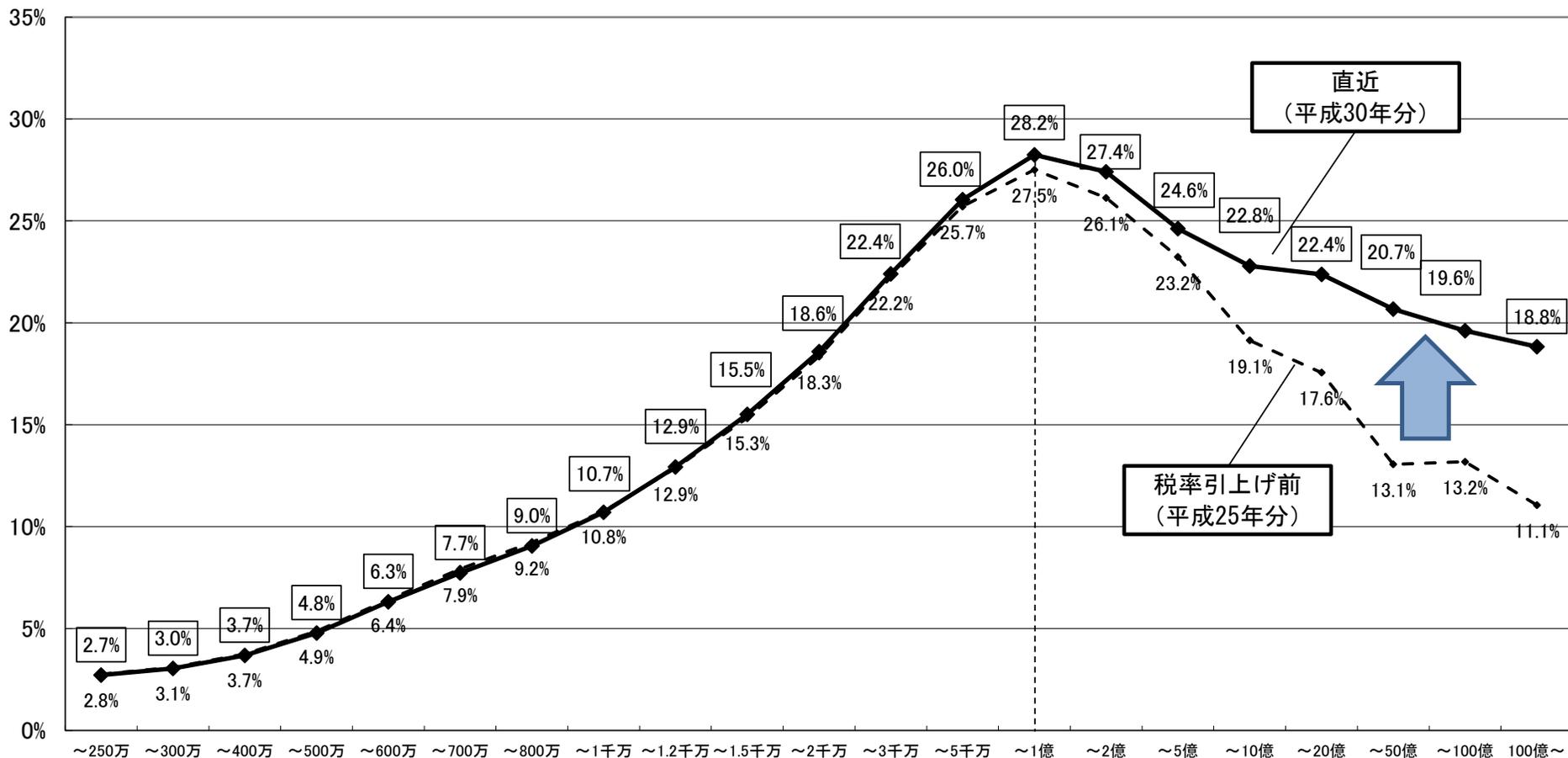


(注1) 上記のほか、「定期積金の給付補填金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。

(注2) 税率20%の内訳は、所得税15%、住民税5%である。

申告納税者の所得負担率

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(合計所得金額:円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

主要国における給与所得課税と金融所得課税の概要

(2020年1月現在)

	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
給与所得課税	総合課税	10~55% (所得税:5~45% + 個人住民税:10%)	総合課税	連邦税:10~37% + 州・地方政府税	総合課税	20、40、45%	総合課税	0~47.475% (所得税:0~45% + 連帯付加税: 税額の5.5%)	総合課税	9.7~54.7% (所得税:0~45% + 社会保障関連諸税: 9.7%)
利子課税	源泉分離課税	20% (所得税:15% + 個人住民税:5%)			段階的課税 〔分離課税〕	10、20、40、45%	申告不要 〔分離課税〕 ※総合課税も 選択可	26.375% (所得税:25% + 連帯付加税: 税額の5.5%)	分離課税 と総合課 税との選 択	(分離課税) 30% + 社会保障関連諸税: 17.2% 又は (総合課税) 17.2~62.2% + 社会保障関連諸税: 17.2%
配当課税	申告分離と 総合課税と の選択	(申告分離) 20% (所得税:15% + 個人住民税:5%) 又は (総合課税) 10~55% (所得税:5~45% + 個人住民税:10%)	(連邦税) 段階的課税 〔分離課税〕 + (州・地方政府税) 総合課税	連邦税:0、15、20% + 州・地方政府税 ※株式譲渡益は、12ヶ月以下保有の場合、 総合課税(10~37% +州・地方政府税)	段階的課税 〔分離課税〕	7.5、32.5、38.1%				
株式譲渡益課税	申告分離課税	20% (所得税:15% + 個人住民税:5%)			段階的課税 〔分離課税〕	10、20%				

(注1) 日本では、特定公社債等の利子等については、20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率による申告分離課税の対象となる。源泉徴収されたものについては、申告不要を選択できる。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払いを受けるものは総合課税の対象となる。日本の配当課税は、源泉徴収(20%(所得税15%+個人住民税5%))のみで申告不要を選択することも可能。なお、本資料は、上場株式等の配当(大口株主が支払を受けるもの以外)についてのものである。日本の株式譲渡益課税は、特定口座において源泉徴収を行う場合、申告不要も選択可。

(注2) アメリカでは、配当課税は、適格配当(配当落ち日の前後60日の計121日間に60日を超えて保有する株式について、内国法人又は適格外国法人から受領した配当)についてのものである。給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得毎に適用税率が決定される。なお、州・地方政府税については、税率等は各々異なる(ニューヨーク市の場合、州税:4.00~8.82%、市税:2.7~3.4%+税額の14%の付加税)。

(注3) イギリスでは、給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得毎に適用税率が決定される。

(注4) ドイツでは、資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。

第二 令和時代の税制のあり方

2 働き方やライフコースの多様化等への対応

(2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

企業年金・個人年金等に関する税制のほか、近年、貯蓄・投資等に関する税制も整備・拡充されてきているが、勤労者財産形成年金貯蓄やNISA（少額投資非課税制度）など様々な制度が並立する中、引出し制限の有無や少額からの積立を促す仕組みの有無など、制度間での差異が存在している。今後は、一人ひとりのライフプランに応じた積立・分散投資など、退職後の生活への計画的な準備を適切に支援していく観点から、関連する税制を整理していく必要がある。その際、利用者の視点に立って、簡素で分かりやすい制度にすることが重要である。

また、金融所得については、これまで一体化の取組が進められてきており、他の所得と分離して比例的な税率で課税されている。今後の課税のあり方については、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、諸外国の税制も参考にしつつ、総合的に検討していくべきである。

(参考資料)

私的年金制度の沿革

	適格退職年金・厚生年金基金	確定給付企業年金(DB)	確定拠出年金(DC)	その他の動き
昭和37	・適格退職年金創設			
41	・厚生年金基金制度創設			
平成3				・バブル崩壊
9				・規制緩和推進計画を閣議決定 (確定拠出年金の導入を検討)
10				・金融ビッグバン
12				・退職給付新会計基準導入 (企業年金の積立不足を債務計上)
13	・適格退職年金の10年後廃止決定		・確定拠出年金法施行	
14	・代行返上(将来期間分)開始	・確定給付企業年金法施行		
15	・代行返上(過去期間分)開始		・拠出限度額引上げ ・中途脱退要件の緩和	
16		・ポータビリティの拡充		
17		・給付設計の弾力化	・拠出限度額引上げ	
21				
22				
23			・年金確保支援法成立 -マッチング拠出導入 -中途脱退要件の緩和	
24	・ <u>適格退職年金の廃止</u>			
25			・拠出限度額引上げ	・退職給付会計基準改正 (退職給付債務の計上を厳格化)
26	・厚生年金保険法等改正法施行 -厚生年金基金の新設不可			
28	-5年間の特例解散制度の創設 -上乗せ部分の他制度移管促進			
29		・リスク分担型企業年金の導入 リスク対応掛金の導入	・改正確定拠出年金法施行 -iDeCoの加入者範囲の拡大等	
30		・ガバナンスの改善	-掛金の拠出単位の年単位化 -中小企業施策の充実(簡易型DC、 小規模事業主掛金制度の導入等) -運用の改善(指定運用方法、運用 商品提供数の上限の設定等)	

確定給付企業年金(DB)と確定拠出年金(DC)の制度比較

- 確定給付企業年金(DB)は、退職金の年金化を進めてきた適格退職年金・厚生年金基金を継承する制度として創設。このため、企業や従業員のニーズに柔軟に対応できる仕組みとされており、例えば、50歳以降の退職時も支給開始可能であるほか、支給開始年齢到達前の中途引出しも広範に認められている。
- 他方、確定拠出年金(DC)は、支給開始年齢が60歳以上であるほか、支給開始年齢到達前の中途引出しが原則不可であるなど、「年金は老後の所得である」との制度趣旨を明確に反映した制度設計となっている。
- ただし、DB、DCともに、給付形態は年金か一時金か選択可能。

		確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金 (DC)	
拠出の仕組み		原則、事業主拠出 (加入者も事業主負担を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額なし(ただし、加入者負担の非課税枠(控除限度額)は年間4万円まで(生命保険料控除))	【企業型】 原則、事業主負担 (加入者も事業主負担を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額(=非課税枠)あり	【個人型(iDeCo)】 原則、加入者負担 (中小企業については、事業主も拠出可能) ※拠出限度額(=非課税枠)あり
給付の仕組み	加入可能年齢	70歳まで	60歳まで(企業型DCの場合は65歳まで加入可能)	
	支給開始年齢	60歳以上65歳以下の規約で定める年齢 又は50歳以上の退職時	60歳以上70歳以下の請求時(加入期間によって異なる)	
	支給開始年齢到達前の中途引出し	制限なし	原則不可(一部、国民年金の保険料免除者等の要件を満たした者のみ可能)	
	給付形態	年金か一時金かを受給者が選択可能 (年金の場合の支給期間等は労使が選択)	年金か一時金かを受給者が選択可能 (年金の場合の支給期間等は受給者が選択)	

年金課税の推移

【～昭和62年分】		
給与所得として課税		
所得計算上の所得控除	高齢者年金特別控除 (65歳以上)	78万円
	給与所得控除	(高齢者年金特別控除後の年金収入) 165万円までの部分 40% 330万円までの部分 30% 600万円までの部分 20% 1,000万円までの部分 10% 1,000万円を超える部分 5% 最低保障額 57万円



【昭和63年分～平成元年分】		【平成2年分以降】	【平成17年分以降】	【令和2年分以降】 (30年度改正)	
雑所得として課税					
所得計算上の所得控除	公的年金等控除	① 定額控除 80万円 (65歳未満の者 40万円) ② 定率控除 (定額控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 720万円を超える部分 5% 最低保障額 120万円 (65歳未満の者 60万円)	① 定額控除 100万円 (65歳未満の者 50万円) ② 定率控除 (定額控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 720万円を超える部分 5% 最低保障額 140万円 (65歳未満の者 70万円)	① 定額控除 50万円 ② 定率控除 (定額控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 720万円を超える部分 5% 最低保障額 70万円 (65歳以上の者 120万円)	① 定額控除 最高40万円 ② 定率控除 (50万円控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 950万円までの部分 5% ※年金以外の所得が 1,000万円超の者は10万円、 2,000万円超の者は20万円、 控除額を引き下げる。 最低保障額 最高60万円 (65歳以上の者 最高110万円)

人的控除	高齢者控除	25万円(個人住民税24万円)
------	-------	-----------------

人的控除	高齢者控除	50万円(個人住民税48万円)	同左	廃止
------	-------	-----------------	----	----

※これ以前は、昭和26年から昭和32年まで雑所得に分類(掛金分を控除後に全額課税)。その後昭和32年から給与所得控除。高齢者年金特別控除は昭和48年から昭和62年まで。

主要国における公的年金税制

(2020年1月現在)

			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制度類型			EET	TET	TET	EET	EET
拠出段階	事業所得者	本人負担分	全額控除	控除あり (1/2)	控除なし	控除あり (限度額あり) ^(注3)	全額控除
	給与所得者	本人負担分	全額控除	控除なし	控除なし	控除あり (限度額あり) ^(注3)	全額控除
		事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
運用段階			非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
給付段階			一部課税 ^(注1)	一部課税 ^(注2)	課税	課税 ^(注4)	課税 ^(注5)

(注1) 給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。

(注2) 給付額の一定部分が課税対象となる(給付額の50%にその他の所得を加えた暫定所得額が、\$25,000から\$34,000の場合(単独申告の場合)は、㊦給付の50%、㊧\$25,000を超える暫定所得の50%、のうち少ない金額(※)が課税対象。暫定所得額が\$34,000を超える場合は、㊨給付の85%、㊩「\$34,000を超える暫定所得の85%+(※)」で計算された額又は\$4,500のうち少ない金額、のうち少ない方の金額が課税対象。担税力減殺及び二重課税への配慮のためとされている)。

(注3) 年金保険料の一定部分及び疾病保険、介護保険等の社会保険制度に対する社会保険料と生命保険料の合計額に対する実額控除(ただし、限度額あり。また、給与所得者は実額控除に代えて概算控除を選択することもできる)。年金保険料の控除割合は、実額控除の場合、2013年に76%で設定され、以降毎年2%ずつ引き上げられて2020年に90%、概算控除の場合、2010年に40%で設定され、以降毎年4%ずつ引き上げられて2020年に80%となっており、いずれも2025年に100%となる予定。

(注4) 受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる(受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇(2020年は80%。2040年に100%となる予定))。また、当該部分について、他の一定の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。

(注5) 年金額に対する10%の控除(各世帯構成員一人あたり最低控除額393ユーロ、世帯あたり控除限度額3,850ユーロ)が認められる。



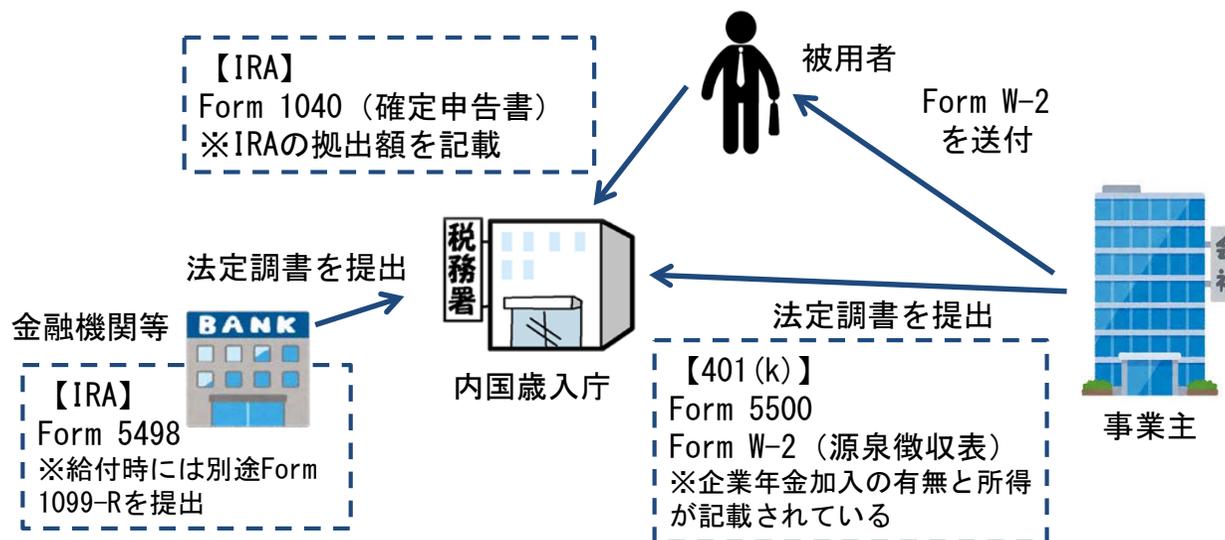
【非課税拠出限度額】

- 企業年金及び個人退職勘定 (IRA) の非課税拠出限度額は、それぞれ税法である内国歳入法に規定されており、2019年における401(k)の一般的な非課税拠出限度額は年間19,000ドル（215万円）、個人退職勘定 (IRA) の一般的な非課税拠出限度額は年6,000ドル（68万円）となっている。
- ただし、企業年金に加入している場合は、所得に応じて個人退職勘定 (IRA) の非課税拠出限度額が減り、単身者の場合7.4万ドル（836万円）で消滅するという緩やかな調整がある。

【拠出額の把握・管理】

- 内国歳入庁 (IRS) は、企業年金の設置状況を事業主が提出するForm 5500（プラン参加者が100人未満の場合はForm 5500-SF、1人の場合はForm 5500-EZ）や、被用者に支払う賃金に関するForm W-2（企業年金への加入有無のチェック欄あり）により、被用者の拠出額を把握。
- 個人退職勘定 (IRA) の拠出については、金融機関等が内国歳入庁に対してForm 5498で報告を行う必要。納税者は、所得税申告時に控除額を申告する。
- 内国歳入庁は企業・金融機関・被用者からの情報を元に、拠出限度額を超えていないか、企業年金に加入している場合の限度額の減少を確認。なお、拠出限度額を超えて拠出した場合には、ペナルティの課税が存在する。

【401(k)と個人退職勘定 (IRA) における拠出額把握方法のイメージ】



(備考) 邦貨換算レート：1ドル=113円（基準外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

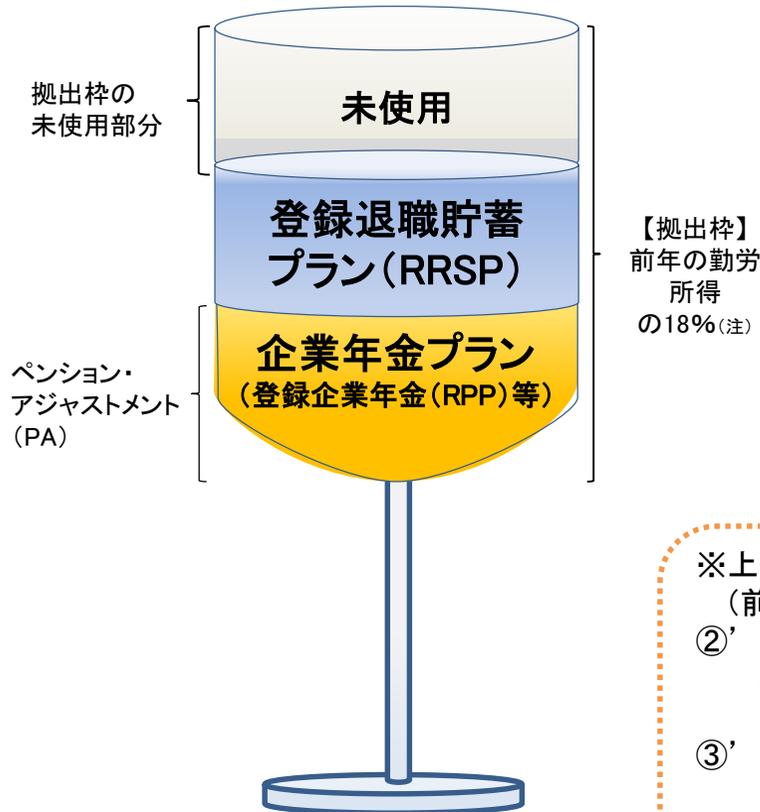


- 給付・拠出の上限は、35年間満額の拠出を行った場合に、引退後平均寿命までの間、引退前所得の70%の水準の私的年金が得られる水準になるよう、設定されている。
- DB型登録企業年金（RPP）については、拠出限度額は設けられていないが給付の上限があり、勤続期間の各年について、所得の2%分の年金給付が、3,0260ドルの定額の限度額に至るまで認められている。これは、35年の勤続を通して、引退前所得の2%分に当たる給付が引退後毎年得られるように拠出を行うことで、引退後平均寿命までの間、引退前所得の70%の給付を得るように計算（35年×2%=70%）。
- DC型登録企業年金（RPP）及び登録退職貯蓄プラン（RRSP）については、拠出限度額があり、所得の18%か、定額の限度額の低い方までの拠出が認められている。この18%は、現在の9ドルの拠出が将来の年1ドルにあたるという考えのもと、DB型登録企業年金（RPP）の給付上限である所得の2%を9倍して算出されている。
- 上述の「9」の係数は、DB型登録企業年金（RPP）とDC型登録企業年金（RPP）・登録退職貯蓄プラン（RRSP）に共通の拠出上限を設ける際の重要な係数となっている（具体的な共通枠の考え方は次頁）。この係数は、拠出上限の統合が行われた1990年時点の賃金や成長率、利率等を勘案して設定されている。
- なお、今年度のDC型登録企業年金（RPP）等の定額の拠出限度額である27,2300ドルという数値は、1990年時点で平均賃金の2.5倍として設定されており、その後賃金スライドが行われている。DB型登録企業年金（RPP）の限度額となっている3,0260ドルは、DC型登録企業年金（RPP）の拠出上限である27,2300ドルを「9」で割って設定したもの。



- 登録退職貯蓄プラン (RRSP) と登録企業年金 (RPP) への拠出額は**共通の枠 (コントリビューション・ルーム) によって管理されている**。個人が加入できる登録退職貯蓄プラン (RRSP) と、前年のDC型登録企業年金 (RPP) の共通枠を設定することで、働き方や加入できる年金にかかわらず、同じ割合の拠出が可能。
- 前年の登録企業年金 (RPP) 等の企業年金プランへ拠出した分は「PA (年金調整額)」と呼ばれ、**今年の登録退職貯蓄プラン (RRSP) の拠出限度額から減算される**。また、未使用の拠出枠については無期限に将来に繰り越すことが可能。
- 企業年金への拠出分は個人の申告書、企業の法定調書によって歳入庁 (CRA) へ提出。**CRAがそれに基づいてコントリビューション・ルームの残額を個人に通知**。

【共通拠出枠の計算のイメージ】



■ 2019年の登録退職貯蓄プラン (RRSP) 拠出可能枠の計算例

(前提) ・2018年の年収10万ドルの従業員

- ・2018年の登録企業年金 (DC型) (RPP) 拠出額は1万ドル (PA)
- ・過去の未使用枠の繰越はなし

- ① 調整前の2019年の登録退職貯蓄プラン (RRSP) 拠出可能枠
10万ドル × 18% = 18,000ドル
- ② PA (年金調整)
1万ドル (登録企業年金 (RPP) 拠出分)
- ③ 調整後の未使用額
前年の登録企業年金 (RPP) への拠出額を今年の拠出枠から減算した8,000ドルが、登録退職貯蓄プラン (RRSP) の拠出枠として2019年に使用可能。なお、未使用の場合は、翌年以降に繰り越される。

※上記に加えて、DB型登録企業年金にも拠出した場合

(前提) 2018年までの過去3年間の平均収入を4万ドルと仮定

- ②' DB型分のPA (年金調整)
4万ドル × 2% = 800ドル
800ドル × 9 (係数) - 600ドル (誤差分調整) = 6,600ドル
- ③' 調整後の未使用額
8,000ドル - 6,600ドル = 1,400ドル

よって、2019年に1,400ドルを登録退職貯蓄プラン (RRSP) 拠出枠として使用可能。

(注) 定額の限度額 (2019年は26,500ドル) と比較し、低い方の額が最終的な限度額となる。

企業年金の非課税拠出限度額

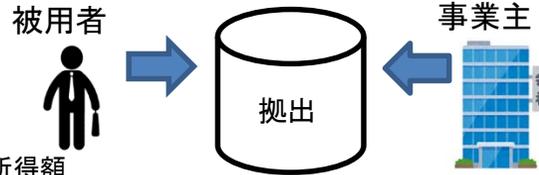
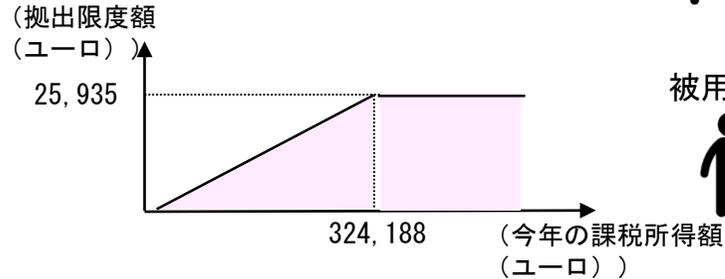
① DC型企业年金（83条型）

今年の課税所得の8%

※ただし、**今年の社会保障限度額**（2019年は40,524ユーロ（523万円））の8倍の8%（2019年は25,935ユーロ（335万円））の上限あり

② 集団企業貯蓄制度（PERCO）

- 被用者は年収の25%まで拠出可。
- 事業主は被用者拠出額の3倍を超えない額まで拠出可（上限あり6,483.84ユーロ（84万円）まで）
- 被用者拠出金額に所得控除はない**
- 事業主拠出分については、損金算入可

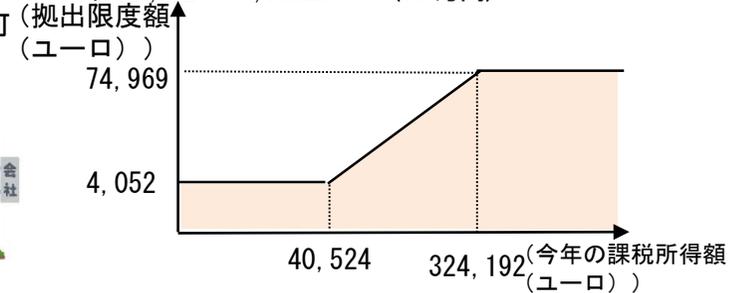


自営業者の年金の非課税拠出限度額

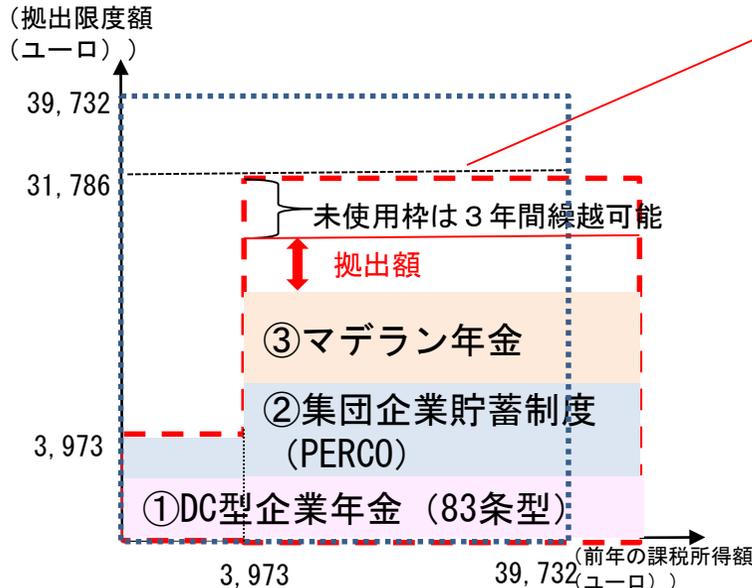
③ マデラン年金

今年の課税所得 (x) に応じて変化

- ✓ $X < 40,524$ (今年の社会保障限度額 (2019年は40,524ユーロ (523万円))) → 4,052ユーロ (52万円)
- ✓ $40,524 < x < 324,192$ (今年の社会保障限度額の8倍) → $(X \times 10\%) - (X - 40,524 \text{ユーロ (523万円)}) \times 15\%$
- ✓ $x > 324,192$ → 74,969ユーロ (967万円)



個人年金貯蓄制度（PERP）の非課税拠出限度額



PERPの非課税拠出限度額は、**前年の課税所得額の10%**となっている。ただし、実際に使える額は、PERPの非課税拠出限度額から他の年金の拠出額を控除後の額。

個人年金貯蓄制度（PERP）の非課税拠出限度額（点線赤字）から、 《被用者の場合》

- ①DC型企业年金（83条型）において拠出した分、
- ②PERCOにおいて**事業主が拠出した分**

《自営業者の場合》

- ③マデラン年金に拠出した分

を控除した残額が所得控除使用可能額となる。

※**PERPの非課税拠出限度額（点線赤字）**は**前年の社会保障限度額（青字枠、2018年度は39,732ユーロ（513万円））**の8倍の10%。なお、前年の課税所得額が社会保障限度額の10%に満たない場合は、前年の社会保障限度額の10%までが拠出可能。

※フランスは申告賦課方式。各金融機関から契約者に対して確定申告の前に記入すべき数値に係るレターが郵送され、所得税申告書に記載。

（備考）邦貨換算レート：1ユーロ=129円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。